

第百二十回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 八 号

(二二四)

平成三年三月十九日(火曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 伊藤 公介君

理事 塩崎 潤君 理事 田辺 広雄君

理事 星野 行男君 理事 山口 俊一君

理事 小澤 克介君 理事 小森 龍邦君

理事 冬柴 鐵三君

赤城 徳彦君 奥野 誠亮君

川崎 二郎君 武部 勤君

中島源太郎君 渡辺美智雄君

岡崎 宏美君 清水 勇君

細川 律夫君 山花 貞夫君

北側 一雄君 中村 巖君

木島日出夫君 中野 寛成君

徳田 虎雄君

出席國務大臣

法務大臣 左藤 恵君

出席政府委員

北海道開発庁計画監理官 平工 剛郎君

法務政務次官 吉川 芳男君

法務大臣官房長 堀田 力君

法務大臣官房司法法制調査部長 濱崎 恭生君

法務省人権擁護局長 篠田 省二君

委員外の出席者

内閣官房内閣内政審議室長 中西 明典君

最高裁判所事務総局人事局長 泉 徳治君

参考人 井田 恵子君

(日本弁護士連合会事務総長)

参考人 佐柄木俊郎君

(朝日新聞社論説委員)

参考人 鈴木 重勝君

(早稲田大学法学部教授)

法務委員会調査室長 小柳 泰治君

委員の異動

三月十九日

辞任

石川 要三君

中村正三郎君

鈴木喜久子君

大内 啓伍君

同日

辞任

川崎 二郎君

武部 勤君

細川 律夫君

中野 寛成君

補欠選任

石川 要三君

中村正三郎君

鈴木喜久子君

大内 啓伍君

本日

の会議に付した案件

司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○伊藤委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として日本弁護士連合会事務総長井田恵子さん、朝日新聞社論説委員佐柄木俊郎君、早稲田大学法学部教授鈴木重勝君、以上三名の方々に御出席いただいております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多用の中のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見の開陳は、井田参考人、佐柄木参考人、鈴木参考人の順序で、お一人二十分以内に取りまとめとてお述べをいただき、その後、委員からの質疑に對しお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を受けることになっております。また、参考人は委員に對して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、まず井田参考人、お願いいたします。

○井田参考人 日本弁護士連合会事務総長の井田恵子でございます。司法試験の問題につきまして、日弁連の立場から参考人としての意見を述べさせていただきます。

司法試験のあり方は、我が国の次代の司法を担う法律家の量と質とを決定していく極めて重要な問題でございます。現在の司法試験は、戦後、統一、公正、平等の理念のもとで、幅広く多様な人材を法曹として平等に受け入れる資格試験として、すぐれた機能を果たしてまいっております。

年齢も性別も、また未婚者も既婚者も、差別なく、いつでも受けられる試験制度でありまして、その意味では大変開放性に富んでいる、そういう試験制度として一般から支持されてきているというふうに考えるものでございます。

特に司法は、国民の人権保障をその役割とするものでありますから、さまざまな人生経験を持つ

多様な人材が法曹として誕生することが求められると思うのでございます。柔軟な思考力、すぐれた判断力を持つ法律家、人間味豊かな法曹が必要であると思っております。そこに、司法に対する国民の信頼が寄せられるというふうに思うのでございます。また、弁護士、裁判官、検察官が同じ試験を受けまして、その後同じ修習を体験いたします統一修習制度は、同じ法曹として、司法への共通の理解を高め、またそれぞれの力量を磨き合い、行政権から独立をいたしまして国民に公正な司法を実現していく上で、今後も堅持していくべきものと考え次第でございます。

日弁連は、司法試験制度の改革を検討する上で、この統一、公正、平等という理念を大切にいたしまして、これを損なわずに、今よりもっと全体として司法の容量を大きくする、充実させていく、そういう観点に立ちまして、そのような改革の一環と位置づけまして、司法試験の改革を望むものでございます。

ところで、司法試験の現状を見ますと、御承知のようにこの試験に合格することは著しく困難であり、また受験生にとっては過酷な現状になっていると存ずるのでございます。合格できる力を持ちながら、長い年月試験に受からない受験生が多数滞留している、そのことがまた、合格者の平均年齢あるいは平均受験回数をさらに突き上げるといようなことになっております。法学部を卒業いたしましたのは、スムーズにいけますと二十二歳でございます。この試験の場合には、合格者の平均年齢は一九八九年で二十八・九歳でございます。平均です。合格者の受験回数もやはり平均で六・六回、合格率はわずかの二%ちょっと、これでは余りにも過酷、また異常と言うべきだろうと思うのでございます。

若者は、この時期は、学業を終えて自己の将来

の方向を見定める時期、就職を決める年代です。経済的にも親から独立して社会人となる時期であります。しかし、司法試験に挑戦した場合は、今では、会社に勤めながら片手間に受験するなどというようなことは到底できません。これでは、長期に受験に専念できるような環境にある人だけが合格し、そのような可能性のない人は法曹への道がふさがれる、こんなことにもなるわけでございます。ですから、希望を持ちながら有為な人材が法曹になる道を断念してほかへ行ってしまうという結果にもつながるのでございます。また、何回も試験に挑戦して、受ければよし、もし受からなかったという人は、その後の人生設計に大きな影響を及ぼして、思われるのでございます。

しかも、合格点に近いところに同じぐらいの成績の人が多数いる。こういうことは、受験生は、もちろん力がありながら同じような成績であつて入れないという結果にもなるのでございまして、大変問題な状況と申すのでございます。かつ、受験生が予備校通いをしていても常識でございまして、大学教育から司法試験というものは大きく離れてしまつて、受かる受からないということだけが目標になつてしまつて、こんなことでは何かいびつな法曹が生まれてこないかという心配もございまして、このことは、単に受験生に過酷というだけではなくて、法曹全体にとつて、国民にとつて、やはりゆゆしい状況であらうと思つてございまして、日本弁護士連合会も、このような状況は早急に改善されなければならない、真剣に早く取り組まなければならないことであると存じております。

さて、ではどんなふうにして司法試験制度を改革すべきでありましょうか。日本弁護士連合会が考えておりますところを述べたいと思つます。

一九九〇年十月十六日に、法曹三者が基本的な合意をいたしました。これは、この法律案関係資料の末尾に合意書がございまして、ごらんいただいているかと存じますが、日弁連では、一九八七年ごろから法曹養成問題委員会を設置しまして、

法曹人口の問題等あるいは司法試験の問題点と対策について検討を続けてまいりました。翌年の暮れからは三者協議が始まつておりまして、また一昨年の十一月には法務省からいわゆる基本構想が出されまして、これらの経緯の中で、昨年の三月十六日の段階で、日弁連は司法試験問題についての基本方針というのを定めております。

これは、司法試験の合格者を増員する、裁判官、検察官の増員を初め条件の整備を図る、試験科目である教養選択科目を廃止するなど、現時点で法曹三者や大学関係者で大方一致できることを改善する、なお、司法試験制度の抜本的な改革、大学の法学教育の改革を検討するために、法曹三者と大学関係者による法曹養成制度改革協議会を設置する、基本構想はさらに検討を行つていく、というものでございます。

この基本方針に基づいて七月二十五日、昨年でございますが、三者協議で日弁連として新しい提案を行つた。このあらましは、おおよそ御存じかと思つた。このあらましは、日弁連といたしましては、統一試験、統一修習制度というものが法曹三者の共通の給源として大きな役割を果たしてきただけでなく、公正な司法の実現に奉仕する法曹の養成に最もふさわしい制度であると考え、今回の改革は、この制度を守り、さらによりよいものにしていくという立場から提案をいたしております。その視点といたしましては、司法試験の改善は、当面の運用改善とともに、より中長期的なスタンダードの改革を法曹三者の協力で行うために、改革協議会を速やかに設置するというものでございます。

次に、基本構想三案につきまして、いずれも多くの問題点がありまして、日弁連といたしましては積極的採用すべきものとは考えられないので、まず合格者を七百名程度に増員する、また教養科目の廃止を含め試験の運用改善を実施していく、かつ改革協議会でその間の経過と効果を検証しつつ、最終的には実施から五年後に検証を行ひまして、先ほどのような現象が改善されるなら

ば、そのような効果が見定められたときは基本構想は実施しない、しかし、その逆の場合は丙案を実施するものとするといいものでございまして、その場合も暫定的なものとしたし、また並行的に改革協議会で抜本的改革ができて、改革の効果が期待されるならばそれを優先的に実施する、こういう提案でございまして。

この提案に基づいての三者協議での議論の結果、先ほどのような合意に至つたわけでございますが、これは法曹三者の信頼と互譲で成立したものでございまして、今後の検証に当たりまして、また実施に当たりまして、三者の信頼と良識のもとに行つていくことを確認したというわけでございます。内容的には、日弁連案は例えは増員の点では一千名を主張したのに対し、五年間で九百人以上と、その辺の若干の食い違いはありますが、日弁連の案はおおよそ御同意いただいております。

司法試験の制度改革を行う場合には、小手先の議論で行つてはならないと考えるものでございまして、根本的なところから考えてまいらなければならないのであります。

第一に、法曹人口の観点であります。国民の側から、弁護士人口、裁判官、検察官の数はこれでよいのかという点が論じられる必要がありまして、法曹が国民の手の届くところにいるというところが必要でありまして、その意味で、法曹三者はいずれも増員の方向で考えていかなければならないと思つてございまして、この問題は司法のあり方に直接かかわる問題でございまして、一般国民から見ますと、司法はまだ遠いというのが実情だと思つてございまして、弁護士自身にいたしましても、三者の中では最も国民と直結する職業でありますけれども、市民の多様な法的ニーズにこたえていないと言わざるを得ないと思つてございまして、医師に比べても明瞭なように思つてございまして、裁判所や検察庁にいたしまして、やはり官庁という立場もございまして、市民からは近寄りたいたいと感じられているのではないかと

と思つてございまして。国民から親しまれる司法を実現し、裁判の充実のために、裁判官、検察官の増員も積極的に行つていただきたいものと考えている次第でございまして。

日弁連では、昨年五月の定期総会で司法改革に関する宣言をいたしました。この機会に司法予算の増額を望みたいと思つてございまして。

また、司法試験の深刻な現状として、試験のあり方が大学法学教育の実情から乖離しているというところを直視すべきであらうと思つてございまして。司法試験においても予備校が花盛りというところは、先ほど申しましたように重大な、ゆゆしきことと思つてございまして。

私たちはこのような観点から、司法試験及び法曹養成制度改革を目指しまして、その後の三者協議でも改革協議会の設置というものが決まり、今回の改革が行われれば、速やかに第一回が開かれる予定になつておるのでございまして。

なお、今回の法案でございまして、先ほど申しましたように、今回の改正案の中には、改正の方法として、一部の合格者について三年以内の受験者から採る、このような方向が打ち出されているわけでございますが、この点は日弁連としては、平等性、公平性の観点から問題があると考えており、この案につきましては、率直に申し上げ、日弁連の会内では消極的な意見の方が多かったというのが現状でございまして、しかしながら、日弁連としましては、司法試験を緊急に改革しなければならぬ、また法曹三者でこの問題を乗り越えていかなければならない、司法試験の改革を行つていくという観点におきまして、日弁連の案を先行した結果、効果がない場合にはこの案に入ることを承認いたしております。今回のこの改正案につきましては、法曹三者の基本的合意というものを前提にしているという限りにおきまして、法案に異存はございません。司法試験の中の科目である教養科目につきましては、今のような教養科目の選択では、受験者に負担がかかるだけではなく、教養を深めるための試験というふう

に

も思えませんが、廃止した方がよいと考えております。

法曹三者は、司法試験の制度的改革のために真剣に議論をいたしました結果、基本的合意に達したわけでございます。司法を真に国民のためのものにするためには、今後一層法曹三者の協力と信頼が必要であると考えている次第でございます。ますます三者が、苦しくとも一致できるところを見出して、努力を、力を合わせてやっていくことが、司法全体にとりまして、また国民にとりまして大事なことと考えている次第でございます。そして私たちは、抜本的な改革を目指す法曹養成制度等の改革協議会に希望を託したいと考えている次第でございます。どうかこの点に皆様の御理解と御協力を心からお願いをいたしまして、私の意見陳述とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。次に、佐柄木参考人にお願いをいたします。

○佐柄木参考人 朝日新聞社の佐柄木でございます。

論説委員室で司法の問題あるいは裁判の問題等を担当しております。ただし、専門から見ますとただの門前の小僧でありまして、そういう意味で、本日は、少し法案の問題から離れまして、国民にとって司法というものがどういうものに見えているだろうかというように、それと法曹の養成の問題という観点からちよつと意見を述べさせていただきます。

戦後四十数年たちまして、民主主義であるとか国民主権であるとか、新しい憲法の理念というのは次第に定着してまいりまして、ただのお題目ではなくて、本当に実質を伴うものになってきたと思うわけでございますけれども、特に統治のシステムの中で立法権とかあるのは行政権というように、立法権の場合には、皆様の御経験なさっておりますように、直接の選挙という形で民意の反映ということを受けております。行政につきましても、議院内閣制のもとで間接的な

コントロールを受けている。あるいは自治体の場合でございます。住民の直接請求というように、国民の意思といえますか、そういうものなしに運営されることなく、そういうものなしか、個々の問題で民意を探るといふのはなかなか難しいと思ひますけれども、少なくとも抽象的に、この問題について国民の合意が得られるかと、あるいは民意はどうかというように問ひかけをせずに運営されることがなくなつてきたというところは言えるのではないかと思います。

しかし、その立法とか行政に比べて、司法というところを考えた場合に、ちよつと違うのではないかなというふうなふだん考えております。制度的に考えた場合に、司法権というのは、御承知のように最高裁の裁判官の国民審査という制度があります。それから、小さいところでは検察審査会であるとか、簡裁の司法委員とか、そういうような制度もありますけれども、いずれも御承知のように形式的といえますか、余り実質のないものでございまして、余り国民との接点がないというのが実情だろつと思ひます。

裁判所の運営の実情を見ましても、民意であるとか国民の関心であるとか、そういうふうな価値といひますか、そういうことが運営する上で非常に大きな価値になつていふふうにはちよつと見えないわけでございまして、むしろどちらかといへば、非常に専門的で技術的な分野でございまして、私どもも若いころから取材の経験を通じて裁判所とか司法界を見てきたわけですから、やはり専門的なことなから素人さんの出る幕じやありませんよというか、どちらかという民はよろしむべし、知らしむべからずですが、そういうふうな発想が、非常に強いといふことはないうと思ひますけれども、そういうことがにじむといふようなことがしばしばあつたといふふうに考へております。裁判所の建物なんかにしても非常にいかめしいのは御承知のとおりでございし

て、法廷の運営なんか、私どもから見ると、権威主義的といひますか、そういうことになつてしまふことがないか、そういうか、そういう感じを受けております。

国民とか市民の立場に立つた場合に、裁判所とか司法界というものが決して親しみやすい存在ではないといふことは、恐らく感じている方も多いのではないかと思います。その背景をいろいろ考えますと、裁判所の運営にも確かにいろいろ改善すべきところがあると思ひますけれども、やはりもと、日本の歴史をちよつと振り返つてみますと、法律というものはお上を統治するための手段であるといふか、そういう色合いが濃かつたといふ律令時代以来の我が国の法文化といひますか、そういうものも多分影響しているのらうと思ひます。その意味では、裁判所が余り民意は何かとか国民主権とかそういうことを考えずに運営しても大丈夫といふような背景の一つには、私たち市民とか国民の側にも非常に大きな責任があるらうといふふうな考へております。だから、法律は自分たちの権利を守つてもらうためのものだ、そういう自覚を持つて、こういう法務委員会などの場合もそうだけれども、司法のあり方というふうなことに、国民が関心を持ち続けるというふうなことがやはり一番重要なことなではないかな、というふうな考へていふ次第であります。

国民と司法の距離といふことを考へる場合に、今申し上げましたように、関心の持ち方という国民の側の問題が確かにあるのですけれども、やはり決定的なのは制度のあり方といふものがあると思ひます。裁判官を初めとする法曹の養成という点でいいますと、我が国は、フランスとかドイツと同じように、いわゆるキャリアシステムという方式をとつております。御承知のように、試験を行つて昇進とか昇給を通じて職業裁判官を子飼的に養成する、こういうやり方でございます。このやり方には確かにいい面がありまして、裁判官の公正さとか廉潔さ、そういう点の美徳とい

いますか、そういうものを保つには非常に有効だろつと思ひます。あるいは訓練が非常に統一的に行われていふので安定性があるといひますか、それから全国に公平に同じようなレベルの人たちが同じように配置されるか、そういう面でも非常にすぐれている面があることは事実だろつと思ひます。

しかし半面、国民に足場がないといひますか、そういうことでありますから、国民の側にしますと、我々の代表とか我々の仲間にかかれていふ感じが余りない、持てないといひますか、そういうところがあると思ひます。裁判官といふのを考えますと、昔から化石論といふのがありますけれども、それほど私にはひどいものとは思ひません。業を通じて実社会を体験してきた人に比べると乏しいのではないかなといふイメージが、やはりあるのではないかなと思ひます。特に判事補になりたての若い人に裁かれる法廷に自分がいたとしますと、やはりちよつと不安といひますか、信頼感という点でや欠ける面が出てくるというふうなこともあつたのではないかなと思ひます。

これに對しまして、アメリカとかイギリスでは、御承知のように法曹一元と言われる制度をとつておりました。一定年数以上の経験を待つ弁護士の中から良質な人を選んで裁判官に任命する、こういうやり方があります。アメリカでは直接選挙で裁判官を選ぶという公選制をとつていふところもあります。弁護士は国民と直接つながりを持ちますし、依頼者とさまざまな接触をするわけで、そういう意味では恐らく裁判官よりは下情に通じていふといひますか、そういうことはあるだろつと思ひますし、人権感覚についても鋭いのではないかな、信頼を勝ち得る裁判がある程度期待できるのではないかなといふふうな考へ方なだろつと思ひます。

それから、制度という点でもう一つ重要なのは、裁判とかそういう審理の過程に国民とか市民の意思を反映させるといふ、いわゆる市民の司法

参加という問題があります。英米では御承知のように陪審制をとっておりまして、仲間の市民に裁かれるという形が刑事裁判と一部の民事裁判で行われております。また、裁判官の養成面ではキャリアシステムをとっているフランスとかドイツの場合は、審理に参加するといういわゆる参審制という制度がとられておりまして、平服の市民が法服のキャリア裁判官と一緒に審理をしていくというところが実施されております。

例えばドイツの刑事裁判では、三人の本職の裁判官と二人の平服の市民の裁判官が審理に加わりまして、合議では全く同じ一票という評決の権利を持つています。有罪、無罪の場合とか、それから被告人に不利な量刑を言い渡すというような場合には三分の二以上の支持が必要であるということですから、二人が反対するとできないということですから、二人の市民裁判官がどちらも賛成しない場合は成立しないということになるようなシステムをとっているわけでございます。

もちろん、こうした制度にはそれぞれ利害得失がありまして、例えば陪審制なんかについてもよく言われるのは、衆愚裁判になつていくのじゃないかとか、法廷がショー的になつていくのじゃないかとか、そういう批判もあります。しかし、市民や国民にとつて、裁判所の親しみやすさということではいいと思います。キャリアシステムをとつて、なおかつ陪審制も参審制もつけない我が国の司法というものは、やはり先進国の中では一番官僚的といいますか、専門的といいますか、そういう意味で市民からは距離が遠い制度をとつていて、こういうことが言えるのだろつと思つてます。こうした批判があるからのアプローチかどうか知りませんが、最高裁が、その陪審制や参審制の研究を開始して、裁判官を諸外国に派遣して情報を収集中であるということは、委員の皆様御存じのことと思つてます。

以上申し上げましたが、国民と司法の距離というのを考えた場合、しかしそれは裁判所だけの問題ではないことだろつと思つてます。例

えば検察官や弁護士の問題もそうですし、日本の司法全体が非常に小難しい、特殊な技能集団といえますか、国民にとつては司法全体が何となく敷居が高いというふうに感じているのじゃないかと思つてます。

私も、昨春秋「孤高の王国」という企画を朝日新聞の紙面で連載しまして、司法と市民といったような立場で問題をちよつと掘り下げてみたのですけれども、取材で会つた多くの人も、裁判官さんとか弁護士さんというのは区別しないで、どうも一緒のように見えるのです。それで、きちんと言ひ分を聞いてくれないんだというやうな不満を漏らす人がかなりいたということがありました。これは、裁判官や弁護士の姿勢という問題もあると思つておられます。最大の問題は、やはり国民にとつてこれらの人々が、自分たちの間だけで通用する言葉とか論理、そういうものを用いて、司法界という狭い特殊な世界の中で生きていくように見える、そういうことだろつと思つてます。そういうことを指して、私も、一面的かもしれませんが、「孤高の王国」という名前をつけたわけでございます。

その中では、司法試験の問題も取り上げました。非常に難関であるというのは御承知のとおりではございますけれども、そのために、ほとんどの受験生が塾を初めて何らかの特別な教育、受験教育を受けているということ、それから大学の学部の勉強がほとんど役に立たないといふ言つておられること、それから、学説なんかを勉強するより、長年のノハウに基づいた塾のテキストの方が役に立つ、これを学生、受験生たちは、小さい魚、雑魚というあれをとりまして雑魚本というのだそうですが、その雑魚本を勉強するのが一番いいんだというやうなこと、そういう受験生の姿なんかも紹介しました。実務家を育てるといふ意味では、確かにこうした教育や訓練というのはあるいは必要なのかもしれません。しかし正直に言つて、ひよつとするとこれが市民感覚からかけ離れた今の司法の入り口なんじゃないだろつ

か、孤高の王国のいわば入国審査なんじゃないだろつかというふうな、実際のところちよつと不安になつたということでもあります。

その孤高の王国を王国たらしめているのが司法試験の合格者の少なさ、言いかえれば法曹人口の希少さということだろつと思つてます。オランダ人のジャーナリストのカレル・ウォルフレンという人がいますけれども、その人が「日本権力構造の謎」という本で、「法を支配下におく」と題して特に一章をその司法の問題に充てまして、「日本では、法や司法は権力者の統治の道具になつていく」という分析をしています。その中で彼が強調しているのがこの法曹人口の問題で、「弁護士や裁判官の数をいく少数量にとどめることによって、法律の役割が最小限におさえられていく」とか、それから、「法曹界への参入を厳しく制限することによって、裁判官や弁護士の数が人為的にきわめて少数に抑えられている」「それは、権力の側が市民が法の力を手にするのをおそれているからだ」といふやうな分析を行っているわけなんです。

このウォルフレンという人は、日本たまたの理論的背景と言われる、いわゆるリビジョニストというのでしようか、その一人でありますから、多少色目でもつて見てもいいと思つておられるけれども、いざしにしろ、政府の意図はどうかということとは別に、法曹人口が諸外国に比べて少ないことは事実で、これは否定できないことだろつと思つてます。このことが司法と国民との距離を遠ざけるのに相当大きな背景になつておられるといふことは言えると思つてます。

これは日本弁護士連合会のちよつと前の調査ですけれども、一般市民を対象に、「知り合ひの弁護士がいますか」というアンケートをやりましたら、一三・七％の人がいると答えたのです。大都市では二割近くいたのですけれども、弁護士の少ない郡部では、大体一けたという結果が出ております。その知り合ひの弁護士に相談しやすいかどうかという質問を聞いた場合に、「何でも相談できる」と答えた人は五五％強というやうなことで

す。あとは、「気軽に近づけない」とか「事務所が近くにない」とか、そういうやうなことでございまして。それを掛け合わせますと、「何でも相談できる」といふ弁護士は大都市で一割ちよつと、郡部に行くともう本当に一けたの下の方ということになるんじゃないかと思つてます。

アメリカでは、御承知のように我が国の五十倍ぐらいの弁護士がいる。それからイギリス、ドイツ、フランスなども、人口当たりにしますと我が国よりは相当多く弁護士がおります。多ければいいということでは必ずしもないと思つてますし、これには先ほど言つた法文化という問題もありまして。それから、アメリカ型の訴訟社会がいかどううかということも、これは相当吟味しなければいけないことだろつと思つておられます。こういう安上がりの司法といふことも、小さな司法といふことも、このことが、市民が抱える法的トラブルの司法での解決の抑制要因になつておられるのではないかとこのように考えることができると思つてます。

そういう意味で、一番重要なのは法曹養成の計画だろつと思つてます。将来どのぐらいのあれが必要だからどうだといふ計画が必要なんだと思つておられるけれども、私が一番問題だと考えているのは、これまでの法曹養成というものは、実は余りきちんとした計画なしにいつても、そのときどきの法曹三者の力関係で決まってきたんじゃないか、恣意的に行われてきたんじゃないか、そういう印象がぬぐえないのであります。

医者の場合でいいますと、御承知のように医学部の一県一校設置とか、行政が相当明確な意図を持って展開されてきておまして、昭和四十五年に厚生省は、昭和六十年までに人口十万人当たり百五十人を確保するといふ一応目標をつくりまして、それは昭和五十九年の末に達成されたわけですから、それから後は、むしろ医者が過剰になるといふことで、昭和五十九年十一月に、今度は七十年をめどに新規参入を最小限一〇％カットする、こういう目標がつくられて、定員削減などの措置が

講じられつつあります。もつとも、これは増加のようにはうまくはいってないようですけれども、今回の司法試験改革の議論の流れを見ていて、私が一番不満に思ったのはやはりその点でございまして、弁護士とか裁判官、検察官の必要数、あるべき適正な数といった養成目標といえますが、そういうものがないまま、研修所の収容能力とか修習実施の物理的、人的制限といった制約の中で、合格者数が何となく上限が決まってしまう。あとは、若い合格者にどのくらいいたを履かせるかという非常に技術的な問題に終始したという印象を受けています。もともと司法試験がこれほど難関になったのは、御承知のように、あと一步の合格者というのが年々積み残されてきたわけですから。司法試験の合格者数の過去の推移の表は関係資料にもありますけれども、これを見ていてちよつと思ふに思ふのは、四十九年以降、これはあるいは財政的制約があったのかもしれないが、四百人台。一時五百何人というのがありますけれども、大体四百数十人というふうな、むしろ少な目にこの十五年ぐらひ抑えられてきたということが非常に影響しているのじゃないかと思ひます。過去、最大五百五十人ぐらひあるわけですから、そういう合格者を出していたら多少とも事情は違つていたのじゃないか、こういう印象を受けております。

時間ながくなりましたが、もう一点だけ。以上、司法の問題を考えていて感じることの一つは、国民的視野に立つた司法政策がちよつと乏しいのではないかなという感じを受けているということでもあります。最高裁とか法務省とか日弁連の三者が絡んで、合意を得るのがなかなか難しいという側面はあると思ひますけれども、いろいろな政策、例えば最高裁の行った簡裁の統廃合とか支部の統廃合を見ていても、昭和三十九年のいわゆる臨時司法制度調査会の意見書を金科玉条として、それを何となく実施しているという印象が強く、時代は目まぐるしく変わっているのに、新しい時代に即した司法の姿は何だろうかという点から、もうちよつと大きな政策的な視点、例えば、これだけ時代も変わってきましたし、司法というものは国民に対するサービスだというような、姿勢の転換とか、そういう位置づけをやつて、それに沿つた政策に転換するということは、それは余りにも理想に過ぎるかもしれませんが、少なくともそういうこともできるだろうと思ひます。すなわち、そういう意味で、もうちよつと全体に司法の政策というの大きな政策的な視点に立つて考えるべきではないかということで、今回の法案の問題からやや離れて意見陳述させていただきました。大変申しわけございませんでした。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。(拍手)

○鈴木参考人 早稲田大学の鈴木と申します。私、今お二人の意見を聞いていて、私の意見の方は初めから受験生を送り出すサイドの、どちらかといえば生々しいというより痛々しいのを話す予定でしたけれども、司法政策とか余り技術的だとか言われまして、大学も大分悪口を言われましたので少し変えようかと思つたのでありますけれども、時間は厳格に守らなければいけないということなので、大体予定どおり話させていただきます。

結論から申しますと、この法案に賛成でありまして、賛成というよりもむしろ希望していたというところでございます。というのは、今お二人の参考人から話が出ましたように、これは大変過酷な状況にあるということ。これは恐らく法務省から数字を挙げて説明されたと思ひますし、私、経験的にもつと具体的に申し上げるつもりであります。が、何とかして今変えなければいけないということとは、日本全国大体一致していたのです。しかし、今度どう変えるかというときに、初め三回くらいで出たものから、私もかなり緊張していました。しかも、大学の方はほとんどそれに賛成なんです。むしろ反対の方が極めて少数というよりも微々たる感じでしたので、この辺が最大

限延びても五回だということになりますと、どのようにして対策を考えたいかということ。私どもかなり緊張してしまつたけれども、今回の五百人プラス二百人という、出べそのような二百人があることで、かえつて大変救われたという感じがいたしております。

これから話をいたしますけれども、結論としまして、まず二百人の部分については在學生は大変喜んでおります。本日に歓声を上げて喜んでおります。それに対して、長年やつていて、私もベテランと称している受験生でありますけれども、これは五百人が全然侵食されなかつたものから、これはまた大変、まあ喜んでおられますけれども、安心しているという状況です。ですから、これを送り出す私も、受験生として試験に向かわせる立場からしますと、よかつたなという感じで、少々緊張が解けたかなという感じでございます。しかし、よくやつてくれたということもあつて、本場のところ、感謝しているところであります。

まず、司法試験が過酷だと異常だと言われするのは、本当に私も身にしみて感じているのであります。本場に私も身にしみて感じているのでありますけれども、何といつても五年も六年も受験勉強しなければ受からないということが、ひどいということよりも、私も私としまして、本場にできる連中がかなり大勢います。それが横道にそれていかざるを得ないところの方が一番深刻だったのであります。

だんだん申し上げますけれども、初めは試験問題の改革で何とかできないかということで司法試験管理委員会から私も言われまして、本場はそれを言われるまでもなく私も常々感じていましたから、何とか改善できないかということで、出題を、必ずしも知識の有無とか量によつて左右されるような問題でなく、また採点結果もそれによつて左右されないような問題をやつたのですけれども、これは先生方ちよつとお考えただけばかりののですけれども、例えば三年生と四年生がいましてどつちがよくなるかといえ、これはもう四年生の方ができるに決まっています。今

度は四年生と三年も浪人した者どつちができるかといえ、こつちの方ができるに決まっています。ですから、逆に言いますと、在學生でも十分な解答ができると思うような問題を一生懸命つくりまして、そうすると、それはその上の方の連中ができるに決まっております。しかも、単にできるのじゃなくて、公平に見ましても緻密で大方行き届いた答案をつくり上げます。表現も的確です。ですから、これはどう考えても初めから軍配が決まっていた感じはするのです。

ところが、それは問題が特別そういうふうな難しいのかと申しますと、これははつきり申し上げましても、確かにそういう難しいという批判はございます。例えば裁判官でもあるいは弁護士でも、二度とおれたちはあの試験は受からぬよ、こつちのうですけれども、それはもう大分たれたからそういうことなんでしょう、現役の學生、現場の受けている學生にとりましては、そんな無理のないスタンダードの問題なんですね。どのくらいスタンダードかと申し上げましますと、例えば、まだこれは始まつておりませんけれども、こつちの問題が出ます。そうしますと、ある科目の試験問題、大体二問でできておりますから、二問持たせまして、そして基本参考書一冊持たせまして、学校で三年、四年ぐらひの、二年間ぐらひ終わった連中に基本参考書一冊持たせて、そして一室に閉じ込めて解答してみろとやります。そうすると、ほぼ正解というのか、合格答案がほとんど書ける状況なんです。ですから、私も決して問題が特別難しいとは思つていないわけでありまして、やはり長年やつていた學生、いわゆるベテランの受験生はそこところは大変心得ておりまして、合格できるような答案を物の見事につくり上げるのです。

その秘密は、見てみますと、大体長年、五年でも六年でもやつている連中は、もちろんうちにいるだけじゃなくて、さつきから何遍も言つておりますように、予備校へ参ります。そうしますと、模擬試験とか答案練習という会がございます。そ

ことで、私もがどんなに工夫しても、その問題と同じ、あるいは類似の問題を既に練習しているのと同じですね。例えば五年、六年たちました合格者で、模擬試験で書かなかった問題がないと言われるくらい既に書いてあるわけです。ですから、これは解つてよくできるのは当たり前。しかも、それは解説つきで添削もしてもらっていますから。ところが、そうすると現役の方はどうかといいますと、それほど経験も知識もありませんから、試験場で初めてその問題と直面して、そもそもしばしば知識を全く知全能を絞ってやるわけですけれども、やはりこれは知れていないのです。差が出てくるという、初めから勝負が決まっているという感じがします。

こういうところから、私ども何とかできないか、試験の出題とか採点でできないかと思つたのでありますけれども、どうもそれには限界があるということがだんだんわかつてきました。時には私どもちよつと絶望していた時期もありますけれども、何とかならないかということで、試験問題もだめ、それから採点の方もうまくいかないというところで、そこで実際の試験改革の案が出てきましたときには、本当にこれは何とかなるかな、そこでまた希望を持つたのでありますけれども、しかし、その間にどんどん社会の情勢が変わりまして、売り手市場になってきます。売り手市場になつてきますと、今の学生のメンタルからしますと、合格できる保証がない司法試験を何年も続けるよりも、気楽に企業の方へ行きます。これもやはり黙つて見ていなければならぬ。これは大変つらうございしましたけれども、かといつて、引きとめて合格させることができる保証がありませんので、それでもないというのが長いこと続いていたわけです。だから、せめて言葉だけでもいいから何か保証でもしてやりますと、また引きとめることができるのであります。

しかし、よく見ておきますと、売り手市場だけじゃなくて、企業の人事部というのは大変見る目を持っておりまして、これがいいなと私どもも思っ

ている何人かは、何人かというよりもかなりおりますけれども、それを根こそぎ持つていってしまふのです。そして本当に後へちゃんときれいに残してくれる。このきれいに残してくれるのが司法試験でも受けようかと思いますが言うから、ちよつと待てちよつと待てと。まあやってみたらどうだというふうに言いますけれども、どうも企業の方が一枚上手なですね。

実は去年ですが、国家公務員試験というのは先生方は上級と言った方がわかりやすいかもしれませんが、今一種と言うのですけれども、上級というのは一次試験と二次試験、三次試験もあるのですが、一次試験が発表になるころは七月の終わりなんです。八月の初めに二次試験を受けます。ところが、七月の終わりですから、期的にはまさに企業は採用の真つ最中なんです。ですから、国家公務員の一種、しかも一次試験受かった、一次試験というのは教養試験、択一ですから、あとは法律試験がちょぼちょぼにあるわけですから、しかしこういうのに目をつけまして、だあとと持っていきたいのです。ですから、二次試験の受験生が少なかった。欠席者が多かったのです。さすがに人事院がこれにクレームをつけました。私ども、同級生なり教え子がそういう企業の人事部にいますから、人事院からクレームがついたろうと言ったら、あれは、やったと思つてゐるのです、こう言うのです。悪いことをやったと思つてゐるのかと言いますと、そうじやなくて、人事院がクレームをつけるということとは、それほど私どもがいい人材を引っこ抜いたというふうにいよいよ確信を深めました、こう言うのです。これでは話にならぬなというふうに思いました。

しかし考えてみますと、人ごとじゃなくて、司法試験の方も、択一が受かっただけでわりかし優遇するような傾向があるのですね。これでは、私どもとしますとますます心細いのです。どういうふうに心細いかと申しますと、司法のメカニズムというのは、私ども見ておりますと、どんなによ

くてもつまるところはそれを運用する人に尽きるのです。ですから、その人がどういふものであるかということは、私も嫌というほど身にしみて感じております。私、専攻が民事訴訟法なんですけれども、司法試験問題とかあるいは大学のカリキュラムの問題に関与するのが、不思議に民事訴訟法なんです。どこに行っても民事訴訟法とかち合うのです。どこに行っても民事訴訟法なものですから、また民事訴訟法かと言われるくらいなんですけれども、これは理由がありまして、民事訴訟法というメカニズムを見ておきますと、どうしても限界があるのです。最後は、つまるところはそのメカニズムを運用する人になるのだということが嫌というほど身にしみますから、やはり人間が大事だということを身にしみて感じているわけです。そうなりますと、そういうふう

に企業なり方々へ学生が、元来これならばいい法曹になるだろうと思うのが散らばっていきま

す、私も、将来が不安だなという感じはひとしお持つわけです。

そこでこの改革に至っているわけですからけれども、ただ、私ども見ておりますと、若年合格者ならばおまえたちはいいのかということをししばしば言われます。確かに、先ほどのように異常な事態、長年の浪人の経験者によって若年合格者が締め出されてしまう状況があります。その連中がかなりいいのがいて方々へ散ってしまうということを私ども憂えているわけですから、そういうふうなことを私どもが話し合いますと、それじゃおまえたちは若年合格者だけを採用しようとしているのかと必ず言われます。これは決してそうじやないのです。若年合格者、若ければいいというふうに私どもも思っていないのです。いわんや、それが全部若ければそれだけでいいというふうにも経験上決して思っていないのです。

先ほどから話が出ておりますように、若年合格者、早い話が三年で受かったり四年で受かったりするのですね。去年も朝日新聞に出ておりましたけれども、四人、二十一歳、三年で受かったとい

うのです。この人たちは、いろいろな週刊誌がインターネットをやっておりませんが、それを見ておりますと、必ず、入学早々あるいは入学の前から司法試験の勉強を意識してやっているのですね。もちろん入学した途端に予備校へ通いますよ。そこで何をやるかというのと、試験科目だけを熱心にやります。けれども、御存知のように大学のカリキュラムというのは、わずかに司法試験の法律六科目だけじゃございませんで、三十科目も四十科目もあるわけですよ。それは余り出席してこない。むしろそれをやると司法試験の合格はおくれます。そしてまた、司法試験はその法律六科目、教養一科目さえやっていれば必ず受かるわけですから、法哲学とか英米法なんてなまじつかやるとおくれるところと、そうなるわけです。ですから、どうしてもそこへ通ってくる。だから知識が偏っています。

しかし、私どももそれを頭からだめだとも言い切れないものがあるのです。なぜかという、それをしないで何年も何年もいるよりも、一応受かつてその後の勉強をしてくれればいいなという気持ちもありますので。ですから、予備校へ行くままに、一年生から行くのはよくないとか何とか言いながら、連れてこないのです。

しかし一方、それと全く正反對の連中がいるわけです。大変要領が悪くて頑固ですけれども、学校の授業のカリキュラムは大変好奇心を持って、意欲を持って履修しています。そういうことですからどうしても合格はおくれますね。でも私どもが見ていますと、それがかなりおくれるのですけれども――卒業後始めるのがかなりいるのです。その中に、ともかく頑固で融通がきかなくて、要領が悪くてどうしようもない感じなのですけれども、私ども人間的に見まして、こいつなら信用できるのだけれどもというのがかなりいるわけです。ですから、もし若い人だけを探るといふ仕組みになりましてこの連中がはじかれますと、これも私ども、日本の司法にとつては大変憂うべきことだというふうに考えます。

ところが今度の改正の骨子は、五百人というものが今までどおりに何年たっても受けさせるということで、これはこれで私も大変安心していました。それから、それプラス出そのように三回だけの連中を勝負させる。これは一番最初に申しましたように、これはしゃべっていいかどうかかわらなかつたのですが、法務省から甲案、乙案、丙案のパンフレットが来ましたので、この時点で私も、いいだろうというので学生に話しました。本当に低学年は喜びました。つまり希望を持ったわけですね。三回の連中だけで勝負できる、それも二百人も採用されるということで希望を持ちました。けれども、そうはいってもわずか二百人です。それから、本当を言うといふ現実には厳しいです。連中に希望を持たせたのが本当はよかつたかどうか、多少反省しないわけではないのですけれども。連中が考えるほど甘くはないですよ、わずか二百人ですから。しかし、少なくとも二百人の可能性があるということだけは、連中にとりまして希望だったので、そういう形でこの法案ができましたので、私もこれは大変歓迎したいと考えているわけです。

ただ、先生によりましては、五百人を無制限に何回も受けさせるよりも、かえって五回でびつと切つた方が本当は本人のためにもいい、つまり、本人はそのつもりで覚悟してやります、その後はそれなりの方向転換を図りますからその方がいいのじゃないかという意見もありますけれども、しかし現場はそんなものじゃなくて、やはりもうあの泥沼、受かつて出ていくしかないのです。朝から晩まで連中はやっています。それだけじゃなくて、もう本当に大学の受験と同じような受験戦争が家族も巻き込んで行われていますので、五年で打ち切られるということは、私も大変苦痛でした。しかし、それならそれで私も覚悟しようと思つたのですが、それが取つたわかれたところで、本当を言うといふ法案に大変感謝しているところなのです。

それから、ふえますけれども、増加すると質が

低下しないかとよく言われるのですが、そういうことは決してないです。かつて二百三十人の合格の時代があつたのです。それが五百人になつていまして、決して質は低下しない、むしろ質は上がったくらいです。広げまして、そうするといふのが志願してきますので、決してそれで質が低下することはないだろう。

それからもう一つ、ボーダーのところがよく問題になりますけれども、これは何回も、先ほど参考人から話がありましたように、もともと司法研修所のキャパシティから出てくるのです。五百人というのは、私も見てとても少ないなと思ひますけれども、裁判官研修などに行きまして、その研修を見ますと、君は八百人とかなんとか言うけれども、この教室でどう思ふと言ふので、なるほど小さな教室はびつと詰まつているのです。五十人でぎりぎりいふついでです。なるほどこれでは二十人ふえるのはちよつと無理かなと思ふくらいですけれども、なぜもうちよつとそれがふえないのかという感じはしないではないのです。この機会に、ここの国会の先生方にいろいろお願いしまして、ずつとふえるような方法がもう少し考えられないものか。

ついでにもう一つお願いしておきますけれども、先ほど佐柄木さんが言っていましたけれども、あの時期に五百人欠けている時期があるじゃないか。私も思ふのですよ、あれは、私も司法試験の試験委員になつたので、何で減らすのかなと大変疑問に思つたのですけれども、ただ、頭にちらほらするのには行政改革でした。ですから、あのときに五百人よりもつと出つ張つていれば今よりはよかつたのじゃないかなという感じがしますけれども、あのとき四百七十七とか何とかという厳しい時代がありました。

そうなりますと、これから財政事情がちよつとでも悪化するといふ寄せがそこに行きはしないかと、少々心配なのです。九十億ドルの寄附も結構ですけれども、そのあけくこちらへ回るとちよつとつかないかなという感じがしますので、少々

財政事情が悪くなつても司法の方だけは、これは日本の国民全体の問題ですから、そこだけは減らさないで、むしろ何とかしてふやすようにしていただきまして、拡充するような方法でお考えいただければと思います。

しかし、これで法案は終わつたわけではなくて、いろいろな問題がまだあります。司法研修所はあれでいいのか、つまり二年間やらなければいけないのか。もうちよつと実務庁が協力してもらえないのか、そうするともつとふえるのじゃないか。あるいは私どもの大学の方にも問題があります。今ちよつと大学審で一般教育科目と語学と専門科目の枠が取つたわけです、そうなりますと、もうちよつと自在に専門科目の教育がかなり強化できますので、それを利用しながら、この法曹養成と結びつけるように私どもぜひ工夫してみたいと思つています。

大学自身の方に大変問題を抱えておりますけれども、とりあえず私の意見はそういうことでございます。どうもありがとうございます。(拍手)

○伊藤委員長 どうもありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○伊藤委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田辺広雄君。

○田辺(広)委員 自民党の田辺広雄でございます。

ただいまそれぞれ参考人の皆様方からいろいろ意見を聞かせていただきました。私も大変有益であつたと思ひます。それぞれ順序に従つてお話を聞きたいと思ひます。

まず最初に井田参考人にお尋ねをいたしますが、かつて、三者協議がでさうがりますまで随分御苦労いただきましたことは、今のお話でよくわかりました。しかし、もうひとつわかりませんのは、今度の定員を七百人という程度まで増加させ

て、その後改革協議会で検討するといふことが言われております。今私たちが法曹外から見ますと、増加させることがなぜそんなに反対なのか。反対の人もあるし賛成の人もある、そういう調整に大変手間を取られて、また努力をされてきたといふ過程の中で、どこに一体問題があるのだろうかといふことを実は聞きたいと思ひます。

まず最初の御質問でございます。

○井田参考人 先ほど申しましたように、私も、今日におきましては、裁判官、検察官そして私も弁護士、全体的に増員をすべきであるといふところでは基本的に共通した認識でございます。

ただ、今の御質問は、ここに至るまでいろいろな経緯があつて反対の人もいたじゃないか、その人方はどういふことで反対したのかといふような御趣旨かといふふうに向つたわけでございます。これは、実は弁護士会の方では、今現在一万四千人を超える弁護士がいるわけでございます。そして、今後弁護士人口といふのはどうあるべきかといふことを検討をいたしてまいります過程において、日弁連は、先ほど佐柄木参考人からもちよつと御意見がございましたけれども、会員全体に対してアンケートをいたしたりました。その中では、増員に賛成という方が多いのではございますけれども、しかしながら、やはり反対という弁護士もおつたわけでございます。

特にこれは、都会と、そうじゃない非常に弁護士人口が少ないところ、地方でございますね、そういうところとの違いがまたあるわけでございますけれども、条件が整備されないままに弁護士の人数がいきなりふえるといふようなことになりました場合は、これは弁護士の御職業にも関係するのでありますけれども、しかしながら国民の側からも無整備のままにふえるといふことにつきましてはやはり問題がある、という指摘が出てくるわけでございます。弁護士がふえると訴訟社会のよきに、アメリカのようにふえるといふことだけを今の日本の風土の中で考えてよいということも

でございます。それから各地の過疎の状況の中での人口とのバランスというようなこともござい

ます。ただ、反対の人でも、もつといろいろな条件が整備されることを前提にするならば賛成であるという意見が圧倒的に多いというのを考えますと、諸条件というものが整っていくことによつて、その差といえますか、それは埋まってくる

ことというふうな考えでございます。基本的には、国民の側に立つてのサービスの拡充という法的ニーズへの対応ということ、国民の権利擁護という観点に立ちまして、今の段階ではやはり現実的な問題からある程度の制約はやむを得ないと思

いますけれども、長期的にはこれはどのぐらいが適正かというのを真剣に検討していかなければならぬ、これが改革協議会の大きな課題であるとい

ふうに思っている次第でございます。

○田辺(広)委員　そこで、先ほど佐柄木参考人からもお話をございましたが、お医者さんの方はいろいろ計画を立てておるんだ、法曹三者の間にはこういう計画性がないんじゃないかと。今ちよつとお触れになりましたが、今度の改革協議会をつくりながら、大きな課題だと言われておりますから、それを将来一つの目標をつくっていかれるのかどうか、もう一度お聞きをしたいと思

います。

○井田参考人　さつきも申しましたように、改革協議会はこれから始まるわけでございますけれども、その協議事項の見地というものは、これはさつき佐柄木参考人もおっしゃったように、本

当に国民的な見地に立つて司法試験制度と法曹養成制度を抜本的に見直ししていく、そういう構想でございます。このことをぜひとも実現をしていかな

きやならぬというふうに考えておりました、これはこの法改正が行われたならば速やかに実現する、第一回を開催するというのを法曹三者で言っ

ているところでございます。

この中では、国民の立場から見た法曹養成制度のあり方とか先ほどの人口論とか、あるいは大学教育との関係とか後継者というものを得ていくた

めの方策であるとか、現在の司法試験制度の運用のあり方であるとか、種々の問題につきま

して抜本的に協議をいたしてまいりたいというふう

に、大変積極的に希望を抱いている次第でござい

ます。

○田辺(広)委員　ありがとうございます。それでは、次に佐柄木参考人にちよつとお尋ねしますが、法曹外という立場から大変有益なお話をいろいろ聞かせていただきました、私もなるほどということを感じました。しかし現実には、後ほどの鈴木先生からお話があったようにど

ろどとした生々しいものであり、また狭められたこの範囲でどうしてこれから司法試験を受けさせるかというようなことになるわけであり

ます。それで、今度提案をされましたこの政府の改正案について、先生は一体、そういう大きな高遠な理想は持

つてみえるが、では現実今この改革の第一歩として、これが果たしたいのかどうかというこ

とについてお聞きをしたいと思

います。

○佐柄木参考人　私は、今回の制度改定に關しては、基本的にはしようがないだろうというふう

に考えております。それは、基本的には法曹の数のものをふやしていくというの

は、適正数が幾らかということとは別にしまして、いずれにしろ今不足しているというこ

とは、これは事実だろうと思

います。だから、それは司法試験の現状をどうするかという問題とは別に、いわゆる国民のニーズの側とい

いますか、そういう側からいつてもふやしていく方向は正しい方向である

だろう。

ただ、具体的にこの法案作成の過程で甲案だ乙案だ丙案だという議論がありまして、その場合にも、私例え

ば弁護士会であるとかそういう席で何か話をする機会があったのですが、そういう席で申し上げたのは、やはり

こういう大きな、先ほど私は孤高の王国の入り口のパスポートというか入国審査だとい

うふうに言いましたけれども、こういういわば司法界への入り口でござ

いますから、こういうものはやはり骨太でなくてはならないとい

います。ただ、いずれにしろそれは技術的な問題でござい

ますので、トータルとして人数がふえていくとい

うことについては賛成でございますし、そういう意味では消極的賛成と申し上げた方がいいのか

もしれませんが、一応そういうことでござい

ます。

○田辺(広)委員　今一番問題は、消極的な賛成、やむを得ないだろう、これはそうだと思います。そこで、今お話がありました若年者と高齢者の問題が

あつて、それなら丙案より甲案がいいんだというお話もあつた

のですが、先ほどの鈴木先生のお話だと、いや丙案が一番いいんだという意見で

すね。

それは、もう一つ先生にお聞きしますが、こんなことを言つてはい

いかどうかかわりませんが、実は司法試験を受けまして、今一番足らないのが

検事さんですね。ああいう任官者をどうするか。今の場合は、司法試験に受かつてそして弁護士さ

んになるんだという方が多くて、むしろそういう任官者をどう

いう状態にして採用の道を区別したらいいか、そのこ

とについて先生、部外者なりの考え方を一遍お聞かせをいただきたいと思

います。

○佐柄木参考人　非常に難しい問題だと思うので

すけれども、ただ、検察官が不足しているという

ていく、希望者がふえてくるような条件をつくり出して

いく。そのためにはやはりトータルがふえてい

つて、今の場合は、僕は正直申し上げて、都会地で弁護士

さんをやるこの方が、実入りとかそういうこ

とも含めて、恐らく相当いいだろうと思

うのです。こういう状況を全体としてバランスのあるものにしてい

かなければいけないという場合には、やはり弁護士さんの数のことも含めてトータルで

考えていかないと、何か、とにかく若年者が合格するとい

うようなことが即検事さんの任官増につ

ながるといふように考えるのはちよつと早計では

ないかというふうに、今の若者の気質というこ

ともありまして、恐らくそう簡単ではない。一時的にはある程度

の効果はあるかもしれないけれども、長い目で見た場合に、やはりもうちよつと

とやらなくてはならないことがいろいろあるのではないかな

というふうには僕は考えておる次第でござい

ます。

○田辺(広)委員　最後でございますが、鈴木先生にお伺いをいた

します。先生、今まで大学にあつて、法学という立場から、この司法試験のことについては、非常にうん

い法曹なんてあり得ないのだからということなの
ですが、そういう発言を考える人はちよつと誤解
があると思うのです。まず何といつても設置の
意義がわからない。もともと余りはつきりして
ないのです。例えば会計学とか財政学一科目だけ
とつて、それで教養があるということになるかと
は、私はどうもそう思えないのです。そのあげ
くの果てが、一科目あるために受験生の負担が大
きいのです。

なぜかと申しますと、教養科目と称しながら、
実は先生ちよつとごらんになるとわかるのですけ
れども、完全に財政学なら財政学の専門科目の大
変最先端のような問題が出る。政治学もそのと
りですけれども、決して教養科目ではないのです
ね、今出ているのは、しかも現実の話は、五月の
末に扱一が発表になります。そうなりますと、今
度七月の半ばに論文がありまされども、そこで
学生は、扱一の三科目のほかにいろいろやりなが
ら、一挙に教養科目をうわつと駆け足でやるので
すね。だから、本当は余り身についてないだろ
うと思う。それから私も切実に感じるのは、法律
科目は全部合格点をとれている、ところが、た
ま教養科目、それは、殊に若い連中にとつては
負担がとて大いものですから、手が回らない
のです。ですから、それでおこちてしまふとい
うことが、司法試験の場合果たしていいのかな
という気持ちを持っています。

ただ、私の個人的な意見は、御存じのように、
今私どもの司法試験とは二次試験のことなのです
ね。一次試験は免除されて、二次試験。一次試験
を免除されない人、つまり大学の教養課程を終わ
っていない人はあれを受けなければいけないわけ
ですけれども、これはごらんになるとわかっている
ただけですけれども、あれはかなり本格的
な、もうオールラウンド、大学の自然科学から人
文学、社会科学、それに外国語までありまして、
数学やなんかあるのです。扱一だけじゃなくて
論文までありまして、これをかなりきちんとやっ
てきた人がまたもう一度教養試験というのは、ち

よつといかがかなという感じもしますし、いわん
や今の司法試験法でそれを免除しておきながら、
改めてそこでもう一度やるというのは、余り一貫
してない話だろつというふうにも思っていますの
で、そういう形で教養科目はなくなつていいだろ
うというふうにも思つております。ただし、教養と
いうのは大体生涯かけて身につけていくものじゃ
ないかなと思うのです。テストになじむものか
という、そうじゃないだろつ、せいぜい知識だけ
だろつという感じがします。そういう意味
で、なくなつてもいいのじゃないかという方へ賛
成しているのです。

それから、大学の教養課程を先ほどの大学審で
なくすということなんです、確かに今私どもも議
論しているのですけれども、賛否両論ありまし
て、もちろん、教養科目を最小限に抑えろと言
う人たちは、決して教養がゼロでいいとは思つて
ないのです。例えば先ほど話しました法哲学とか
法制史、法思想史とか比較法学とか、そういうこ
とが法律家の素養としか比較法学とか、そういうこ
とが現実がある。だから、今さらここで数学とか物理
とか化学とか、あるいは高校でやつたような政治
経済を繰り返してやる必要はないじゃないかとい
うのが大勢を占めております。ただ、大学として
は今早急に結論を出しませんけれども、それに
あつたようなものを何か工夫したいというふうにか
えていきます。お答えになつていくかどうかちよ
つとわかりませんが……

○田辺(広)委員 時間がありませんので、最後に
先生の方にお伺いしますが、今すばらしい人が司
法試験を受けるという手前で、民間企業がどん
どん引き抜きをやつてくるんだというようなこと
も聞きまして、それだけでも、実際は大学と司法試
験との距離がだんだん離れていく、それについて
何かいい方法というのか、ありましたらお聞かせ
をいただきたいと思つてます。最後です。
○鈴木参考人 それが今度の改革なんです。改革
はまさにそれをねらつたと思うのです。これはど
ういうふうにやつても、先ほど申しましたよう

に、試験問題は極めて標準的なんですよ。だけれ
ども、受験生のほとんどが、例えば憲法なら憲法
があります、そうしますとほとんど同じ基本書を
使います。そして、同じような講義を受けて、同
じような予備校のアンチヨコを使つていまして、
能力もそんなに差がない。となればどこで差が出
てくるかといふことです。やはり時間をかけること
で、繰り返し繰り返し体の中にたたき込んで人
の方がうまい答案を書けるのです。ですからこれ
は、制度といふんです、今の現状のまま続けてい
く限りは、大学の教育とも余り関係ありません
し、試験問題とも関係ない。ともかく長年月をか
けた人がかけない人とじくじく差を開いてい
つて、結局長年かけた人が合格するということな
ります。ですから、今の内案の方のように、長年
かけた人はそのまま、しかし三回だけの人は三回
だけで勝負させるといふ形によつて希望を持た
せてあの連中に参加させる。しかも、結局三回で受
けられない人もありませんので、しかしその場合
でも打ち切りではございませんので、無制限の方へ
流れていく、これだけで随分学生は希望を持
ちますので、変わつてくるだろつというふうにか
えております。

○田辺(広)委員 どうもありがとうございます
た。

ようか、それについては必ずしも賛成するもので
はございません。と申しますのは、平等性云々
という理論的な問題もございしますが、効果につ
いても疑問なしとしない。すなわち、三回以内の
方は明らかに有利になるわけでございますから、
だれが考えても、合格圏に達するまで受験を手
控える。そして、合格圏に達したと判断され
たら受験を開始する。だれが判断するかといふ
だろつ。そして、幸いにして三回で受ければ結
構ですが、もし受からなかつたら次の制限なしの
五百人の枠に向けてさらに移行していくだけとい
うことになるのではないだろつ。これはや
つてみなければわからない側面がございすけれど
も、そういう意味で、むしろ私は、この法曹三者
の間で設置することが合意されました法曹養成
制度等改革協議会、こちらに実は大きな期待を
かけているわけでございます。ここで精力的かつ熱心
に御検討いただいて成果をつくつていただい
て、この年数制限に至らないで改革が実現でき
るようになればさらに理想的かなというふうにか
えております。

そこで、この三者に期待するのは、まず裁判所
に対しては、最高裁にとつて都合のいいような官
僚裁判官を養成したいなどという御意思があ
れば、それはひとつ遠慮していただきたいし、法
務省に対しては、とにかく検察官不足を解消し
ようなどという狭い視点から考えていただきた
くない。むしろ検察官不足の問題は、検察をいかに魅
力あらしめるかといふことではなからうかと思
います。それから弁護士会に対しては、現在では
ほとんど克服されたと思つては、ややギルド
的志向といふんです、余り数が多くなつては商
売に困るという意図がもし残存していると
すれば、それは早速克服していただいて、いかに
して法曹全体を国民のためにあらしめるかとい
ふ観点から御議論願いたいと思つてございま

そこでまず問題点は、法曹人口がいかに何でも少な過ぎるというのが第一点だろうと思います。とにかく法曹人口が多くなければ法曹サービスという意味でもう話にならないだろうと思いますし、また民主主義の成熟にはリーガルマインドを備えた層の厚い法曹人口が必要ということが、必ずしも法律専門職についていなくても必要だろうというふうにも思うからでございます。これが第一点。

それから第二点として、既に御意見の中にもいろいろ出てまいりましたが、大学における法学教育との断絶があまりにもひどい。これはぜひとも回復しなければならぬ。

それから三番目に、これが最大の問題でございますけれども、余りに過酷な試験となつてゐるがために、有能な人材が司法試験を最初からあきらめてしまふというような司法試験離れ、これが法曹全体にとって大変大きな問題、あるいは国民全体にとつても大きな問題である。

それからなお、そうはいながらも、やはりこの法曹というものは多様な方々が参加していただかなければならない。多様性の確保はやはり図らなければならぬ。

この四つの要請を満たすことを考えますと、これは非常に複雑な多元連立方程式でございますが、これを解いた解というのは、私の大変個人的な意見が強く出ますけれども、日本のロースクールのやはりつくつていくことに踏み切らなければならぬ時期ではないかなというふうに通うわけでございます。有能な人で、しかもいづれ通るはずの人になるべく早く通つてもらおうということとは、逆に非常に露骨に言いますと、そうでない方には早目にあきらめていただく、こういうことになるわけでございます。ところが、これはなかなか難しいわけでございまして、現在の制度であれば、何年もかけて熱心に勉強したその人がこれを断念するということは、主観的にも非常に挫折感を伴いますし、また客観的にも他に行き場がないということになりますから、もうこれしかない

ということとで合格するまでやる、こうならざるを得ない。

主観的にも余り挫折感なくあきらめられるし、また客観的にも他のよい職場があるということが必要な、ということになりますと、やはり大学卒業の過程で、せいぜい留年生ぐらいまでで、本格的な法律専門の勉強をする前に一段試験をするということがかえつて合理的なのではないだろうか。そして、そこを通つた方について、具体的には大学院のマスターコースに、学者養成とは別の法律専門職養成課程をつくつて、二年程度で卒業していただく。そこを卒業した方には、イメージとしては医師国家試験などの合格率の国家試験をいたしまして、それを合格した方には、これはハレーション覚悟で申し上げますが、論文試験免除というふうなことにしたらどうだろうか。

そしてさらに、リターンマッチの機会を必ず設けておかなければいけませんので、現状の五百人の枠の司法試験はそのまま維持し、このロースクール卒業生について五百人程度の枠、トータル千人、このようにすることが最もいいのではないだろうかというふうに通うわけでございます。そういったしますと、大学卒業時にロースクールに行くかあるいはあきらめて、あきらめていいますかむしろ官庁あるいは民間に行くか、そこで一つの決断がなされますし、ロースクールを出た段階で、これは必ずしも法曹資格を取らなくても、企業あるいは官庁で即役に立つ法曹専門家としてあるいは大歓迎されるかもしれないかと思ひますし、また、それらのコースを外れた方についてはリターンマッチの機会が十分に保障されている、このようにすることがこれらの多元連立方程式の解として最適なんではないかと私は考えるわけでございます。

これについて、鈴木先生、それから井田先生、なお御意見ありましたら佐柄木参考人にも、批判的な御意見で結構でございますので、ひとつお願いしたいと思ひます。

○鈴木参考人 大変賛成でございます。

それで、現在のところ、今先生お考えのような案が、まず法曹養成はちよつと控えている感じなんです。横濱国大、筑波大学、それからついにこししの四月から東京大学がそういう、東京大学の場合専修なんです。ほかの大学の場合専攻という形でもつてつくりかした。そしてそのときに、法曹養成の方はどうかと言いましたら、今の司法試験の現状だと法律があるから難しいけれども、行く行く考えたい。ただ、もうちよつと先生とバラエティーが違ふのは、例えば既存の法律家の養成とか、それから私なんかは研修所にかわるようなロースクールとかいうことがあるんですが、今先生おっしゃつたような発想も実は出ておまして、しかもそれだけではなくて、企業法務、国際法務に活躍できるようなためのものが出ております。これからは多分法曹養成の問題、今各学会がそれに焦点を合わせるだろうと思ひます。例えば、こししの民事訴訟学会のテーマは、大学における民事訴訟教育という形なんです。学部だけではなくて大学院も含めまして、そしてそういう法曹養成をにらんだようなそういう議論が展開されると思ひますけれども、私ども、大変賛成しておりますので、ひとつ先生方も大いに発言されていただければ大変助かると思ひます。

○井田参考人 大変傾聴に値する先生のロースクール論だといふふうに伺つていただきました。日弁連といつたしましても、大学教育、法学教育、いかにあるべきかといふことに大変関心を持つてゐるわけでございまして、これまでも大学の先生方においていただいたたりしまして御意見などを伺つてきておりますが、まだまとまつたというところには至っておりません。今後、改革協議会の中で十分に議論をしていきたいといふふうに考えている次第でございます。先生の御意見も十分その中で議論をさせていただきたいといふふうに考えます。

○小澤(克)委員 それでは、時間が残りございませんので、もう一点お尋ねいたします。

佐柄木参考人の御意見、法曹全体についての大変重要な御意見、拝聴させていただきました。私は、法曹一元といふことが久しく言われながら、いまだに実現の方向になつていないことが大変残念でございます。これはやはり推進しなければならぬだろうと考えますし、それから、読ませていただきました「孤高の王国」にも、矢口洪一前最高裁長官もそのような御意見をお持ちだといふふうにも聞いております。昭和二十四年でしかかの国会での議論でも、大変古い話なんですけれども、統一修習をする過程で将来は法曹一元が理想であるといふことは、一致して政府委員等も言っているという状況でございます。

そこで、この法曹一元の実現方について御意見を、これは佐柄木参考人にぜひお願いしたいし、それからまた井田参考人及び鈴木参考人にも、御意見ございましたらひとつお願いしたいと思ひます。

○佐柄木参考人 法曹一元につきましては、先ほどもちよつと触れましたが、昭和三十九年の臨時司法制度調査会の意見書の中に、円滑に実現されるなら我が国においても非常に望ましい制度であるといふことが報告されております。しかし、制度実現の基盤となる諸条件が未整備である、したがつて、現段階ではその長所を念頭に置きつつ現行制度の改善をやつて、その際に基盤の培養にも考慮を払うといふふうになつてゐるわけですが、その後の経過を見ますと、どうもその基盤の培養に考慮が払われたという感じは余りないのではないかとこのように私は考えております。

先ほど小澤委員が言われましたように古くから経過のある問題ですけれども、実はもつと、戦前の昭和十三年の帝国議会でも、判事はすべて弁護士として実務に従事した者から任用するという裁判所構成法の改正案が衆議院で可決されたことがあります。それは結局貴族院で審議未了になつたというわけですけれども、非常に古くからある問題ではないかといふように思ひます。ただ、これは臨司の意見書にもありますように非常に難しい問題がい

ろいある、特に、基盤という意味で一番大きいのは、やはり法曹人口の拡大だろうと思うのです。相当の法曹人口がいないと、その中から適格者を裁判官にピックアップしていくというところでございましょうから。それと地域的な、弁護士が今みたいに大都市に偏在しているような状況ではなかなか難しい。そういう意味で、これを本気で議論していくためにはいろいろなことを考えていかなくてはならないのではないかなというふうに考えております。

○井田参考人 法曹一元の制度、これは国民にとりまして、国民のための司法実現という観点に立つて大変重要な課題だというふうに考えておりまして、私も日弁連として、今後これを大きく視野に入れて法曹のあり方というのを考えてまいりたいと思っております。

○井田参考人 検察官になるということの意味を本当にしっかりと認識していく必要があると思っております。これは簡単にそうできるものとも思いません。しかしながら、一步一步、例えば弁護士会からは弁護士任官というようにも提起いたしております。現状でございまして、それもこの法曹一元の一つの形態というようにも言えるかと思う次第でございまして、私も、これを視野に入れて今後さらに検討してまいりたいというふうな考えております。

○小澤参考人 時間が参りましたのでもうお答えいただく時間はございませんが、私は、憲法が裁判官の任期を十年としたのは、やはり法曹資格のある者の中から、経験のある者の中から、あの人ならばと異論のない方が十年間だけ裁判官をやるといふのが憲法の予定されたものではないかなというふうに考えておりますことをつけ加えまして、質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

○冬柴委員 公明党の冬柴鐵三でございます。

参考人各位におかれましては、御多忙の中をお運びいただき、そしてまた本日は大変に貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。さて、私は持ち時間が十五分でありまして、大体一問ぐらいしか聞けないと思いますが、よろしく御協力のほどをお願いしたいと思います。今回の改正案は、当面の解決策としては非常にすぐれていると思うわけでございます。その点は鈴木先生のお説のとおりでございます。しかしながら、五年も十年も職を持たずに、親族に扶養されて、そして法律の虫になつて灰色の青春といひますか、人生において非常に大切な時期を過ごすというのは、非常に不健康だと私は思うのです。しかも二万数千人の受験者の中で年間に合格する人が五百人、五十分の一といひますか、それを倍の千人にしても二十五分の一。その目的を成就せぬままに去っていく多くの青年たちの立場を考えなければならぬのじやないかな、国家的にも損失じやないかなというふうに思うわけです。

そうしますと、私も実は法曹の一員でありまして、この試験を通過してきているわけですから、統計から見ても、大体三年から五年一生懸命集中すれば、その素養があれば合格ラインに達する、そのような調査結果も法務省からいただいた資料にはあります。そういったと、受験回数を連続して三回ないし四回に絞つてもいいのではないかな。これはこれから受ける人にとつては非常に過酷です。しかし、これは今から五年なりの経過観察期間で約千名の人を今まで以上に合格をさせるということが前提になります。その後にはこういう制度はやはりとらなないといけないのではないかなという感じを受けるわけです。

それは一つは、制限をいたしますと受験人口を確実に減少させることができるというところかと思ひます。先ほど言いましたように、三年ないし四年たてば合格すべき人はそのラインに達するのだから、その人たちの中なるべくたくさん合格させるということが考えられるのではないかな。それからまた、合格ラインに達しなかった人

には、早い機会に転身の機会を与え得るのではないかなというメリットがある。それからまた、それだけ若年層の方に合格のチャンスを与えることもできる。それから、もし三回ぐらいいれば受験人口をもっと、六、七千人ぐらいいに絞れないかな。これはわかりません。そうすれば、昭和三十年代前半まで行われていた、短答式をやめて筆記式から入れるのじやないかな。

こうすれば、私は短答式が今どうなっているかわかりませんが、いわゆる記憶力偏重、受験技術偏重といひますか、そういうものを回避できるのではないかな。そうすれば、行き過ぎた受験産業というものについても魅力が若干減殺できるのではないかな、こんなことも、頭の中ではありますが、考えているわけです。

そういうことから、受験を連続して三ないし四回で回数制限を将来はとるといふことを研究すべきじやないかな。また外国でも、いただいた資料によりますと、米、ドイツ、英国、フランス等では二回ないし五回で制限しているということも、こういうものが合理的な根拠があるというふうにも思われるわけでございます。

そこで、まず、送り出してられる、まな弟子の立場を一番よく知っていらつしやる鈴木先生から、私のこのような考え方に対する御批判なりお考えを伺いたしたいと思います。

○鈴木参考人 まことにごもっともなんです。そして、先ほど申し上げましたように、初めは三回連続案というのが出ましたときに、せめて五回にしてもらえないかというふうに私も思ひました。そしてその案に本当に反対したのは実はごくわずかで、ほかのほとんどの大学が賛成した。先ほど申し上げましたように、私も大変緊張しましたが、それならそれでほそを固めてやらなければいかぬと。それで、できないことないかなというふうにも思つていたのでありますけれども、しかし先生、今、現実には三年のとき受けるのですよ。三年、四年で受けましょう。三年で受かる見込みはまずない。というのは、訴訟法は大体もう三年

科目でありますから、法律選択も四年科目でありますから、受かるわけがない。四年のときもちよつと、まず機嫌でなければ受からぬ。そうなりますと、卒業したときは一応三回になるわけですね。この三回だけで、試験問題としますと、採点結果は、私も見ますと、大学でいへば良あるいは可の上くらいのところ、できていくわけですね。だけれどもやはりぐつとできるのはいいです。どうしてもはじき出されてしまう。そういうことで三回が四回、四回が五回になつてしまつて、五回ぐらになつていくときは、もう連中としてはあきらめきれないですね。自分でももう一息、実際はもう一息じやない場合は多いのですけれども、しかしもうここまで来たからと。そうすると私ももう一踏ん張りすれば何とかなるかなというふうに思ひますので、そこで五回制限案を出されたときには緊張して、背筋が寒くなるような思いがいたしました。

しかし、今のこの内案がだんだん実施されていきまして、そしてうまく実現していきますと、その過程であるいはかなり事情が変わってくるかなと、先ほど先生おっしゃつたとおり。だから、三年とか五年というタイムじやちよつとぐあいが悪いので、十年とか十五年後にはそういう時代が来るかなというふうに、私も実は座談会で、やがて甲案の時代が来るだろうというふうには申し上げたことがあります。そういうことが来ても、その時代には十分に大学の方も対応し切れるような処置ができるというふうに思つております。

○冬柴委員 次は佐柄木先生に、今と同じ、私の考えについての御批判をいただきます。

○佐柄木参考人 先ほど田辺委員の御質問のときにもちよつと答え申し上げたのですが、こういう制度というのはやはりなるべく骨太のものの方がいいのではないかなというふうに考えまして、現在法務省が考えている制度も、時系列で考えると、いいですか、ある人間とある人間を縦の中で考えた場合には結局公平だということはあると思ひます。ですから、ある試験においての公平さとい

て、裁判官には裁判官の非常にアカデミックな雰囲気といえますか、そういう感じの職業イメージがあると思いますけれども、それに比べると検察官というのは、いま一つ自由でもないし、もう一つ組織人になって仕事をやっていかなくてはならないという意味で、今の若者の気質にちよつとそぐわないところがあるのかなというふうに考えております。その最大の問題が何であるかというふうに、おまへはどう考えるかということであれば、その一点を申し上げたいと思います。

○木島委員 なり手が少ないとなると、私は両面があると思うのです。なろうとする若者の方の持つ問題、気質その他の問題、それから受け入れる方の検察庁の持っている体質の問題、氣質の問題、両方あると思うのです。

そこで、もう一度詰めてお聞きいたします。受け入れる方の検察庁の問題はどんな点がポイントか、簡単に結構ですが、受け入れる方の持つ問題、問題点についてお聞かせ願います。

○佐柄木参考人 検察官というのは、私もその昔、司法記者会などに所属しておりました、ある意味で私も新聞記者と割に波長が合うところがありまして、何といいますが、割に、私もから見ると非常に魅力的な仕事に見えるということがあったのです。特に、これは捜査検事の場合、妙な言い方をしますと、社会部記者と心理的に相通するところがありまして、破邪顕正の剣を振るうところがありまして、検察官というものはそれなりに魅力が僕はあると思うのですけれども、そういう意味でいまして、これは検証を要すると思いますけれども、そういう検察官のイメージが昔に比べてどうなのだろうかという点はあるかと思ひます。

○木島委員 一点だけ佐柄木先生にお伺いします。が、昨年の七月三十一日付のアエラの先生のお書きになった論文の最後の結論部分で「私見をいえば、若年層欲しさに「成績が下でも合格する」丙案は、小手先に過ぎる。試験にとかく厳密な公平さを求めるわが国民を納得させるのも困難ではな

からうか。

（その意味では、「まず増員し、成果をみる」という日弁連案には、それなりの合理性がある、といえるかもしれない。）こういうお考えは現在でも同じでしょうか。それだけお伺いいたします。

○佐柄木参考人 全く同じでございます。

○木島委員 ありがとうございます。

最後に、鈴木先生にお伺いをいたします。今回の案で既得の五百人枠が維持される、追加される二百人枠については若年層に優遇措置がとられる、高齢者も若い人たちが、受験生それぞれほつとしていられるというお話でありました。そこで、先生は、この改正で進んでいけば将来、三回受験したけれどもだめだった、そういう不合格者がどんどんとほかの方向へ転身していった、現在のような受験競争、受験地獄が解消できるとお考えでしょうか。現在の学生の状況等から見てどうなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 私はそう考へていたのです。というの、今まで回数制限とか、例えば五年とか五回とか三年とかというのは、今まで一度も出たことがないのです。受験生にとっては、今度初めて三回という数字が出たわけです。私は、学生を見てみますと、その重みが、もちろん三回終わりましたも無制限枠の方に比べればいいのですけれども、この三回の方はかなり重く受けとめていたのです。ですから、恐らく自分で今まで全く目安が立たなかった、何回でも受けられますから、しかし、この三回というのはかなり影響を与えてくるだろう。そうなるにつきますと、少しずつ少ずつ、ちょうどカウンタースローをやられたように影響が出てきて、一つの目安になって方向転換を図ることがこれからあり得るだろうというふう

に思っています。

○木島委員 ある一つの見方をしますと、現在の司法試験制度が持っている最大の問題は、法曹資格として十分な能力がある、本来ならば合格点を差し上げるべき試験結果もとった、にもかかわらず、何しろ受験生が二万人で枠が五百だから、い

かんせん大変な地獄になっているのだということだと思ふのです。非常に言葉は悪いのですが、ある人に言わせると、滞貨一掃すれば現在の司法試験の持っている矛盾が幾らか解消できるのではないかと、いふことも言われるし、また、ある人から言わせると、いや七百人くらいにふやしても、あるいは新しい制度を導入しても、むしろ逆にそれだけまた受験者が一層殺到してくるのではないかと、そうしますと、受験者が多くなれば小さいければ受験地獄は一向解消しないのではないかと、いふ見方もあるのです。全く違う見方なのですか、その辺についての先生の見方をもう一度お聞かせ願つて、終わりたいと思ひます。

○鈴木参考人 おつしやるとおり、私もその後者の立場でして、決して五百が七百になったからたちどころに解消するとは思っていないのです。同じく、枠がこれだけでもつてことしも恐らく五十万人落つこちのと同じように、司法試験の場合も、私もどがどがあいてこの宿命は変わらないだろうと思ふのです。

そこで、その中で合理的にセレクトできて、しかもそれぞれの方向が確保できるような、そういう改善だけが私どもとしては唯一の望みという形です。だから、決してたちどころに全部解消して、滞貨一掃してあとは悠々になるというふうには考えていません。これからは大変厳しいだろうというふうに受けとめていきます。

○木島委員 ありがとうございます。終わります。

○伊藤委員長 中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野でございます。きょうはありがとうございます。

まず井田先生にお尋ねをいたします。先ほど司法の容量を大きくというふうにおつしやられました。これは単に人数をふやせばいいというだけではいけないのでしようけれども、しかし、人数は極めて大きな要素であると思ひます。先ほど来検察官の数がよく出ておりますけれど

も、私は、都市部で開業されておられます弁護士の方からよくお聞きするのは、いやあ最近はいわゆるいそりのなり手がなくて困っているよ、いそりをとろうと思つと、もう修習生のころから飲み食いはおろかあらゆる手段を講じて籠絡しないと、とてもじゃないけれども来ても来ないという話を、最近よく聞くのでございます。そういう意味では、この検察官だけでは、アメリカのような訴訟社会を前提としないで、現在の日本の社会が、もしくはこれからの中期的な日本社会の展望の中で、どのくらいの容量が必要なのだろうか。難しい質問かもしれませんが、これは先生の日弁連としての公式の見解でなくても結構でございますが、どういふ御意見があるのだろうかというところで聞かせをいただければありがたいと思ひます。

○井田参考人 大変難しい御質問をいただきました。適正とはどのくらいだろうという御質問が出るのじやなろうかと実は思つたりして参りましたけれども、これはどのくらいがいいだろう、二倍がいいだろうとか二千人がいいだろうとか簡単に申せることではないのではないかと思ひます。ただ、弁護士会全体の中には、もう本当に大幅に増員すべきだという論者もおりますし、それからまた、先ほどちよつと申しましたように、非常に人口の少ないところなどでは簡単にふやしてもらつては困るというところもございまして、やはり理想と現実といふことが、それは各地の条件が違ふと思ひますけれども、そういう中で考えていかなければならないというふうに考えております。ただ、まあ私個人どのくらいが適正かといふことは、私もはつきりそのところが確信を持って言えるわけでもございませぬけれども、やはり日弁連が主張いたしました一千名以上は、当面ぜひとも司法試験におきまして増員すべきであらうと思ひますし、さらに市民のいろいろな、東京などにおきます状況を見ておきますと、これはまだまだ弁護士人口が足りないなと感じております。さらに一千名よりもっと大幅な増員に向け

て条件整備を図りながら考えていかなければならない、私個人はそんなふうには思っておりません。
○中野委員 途中で政治家になる人もいますので、その辺もフォローしなければいけないと思います。これは余談でございます。

現在の日本の法曹界における質というのは、世界的に比較しても大変高いのではないかと、いうふうにも思うのですが、佐柄木さんにお聞きをしたいと思いますけれども、ただ、先ほどもちよと出ておりました、何というのでしょうか、昔から役者ばかりだ、という言葉がありまして、一生懸命法律の勉強をする、それで結局灰色の青春を過ごすみたいなこともあります。しかしそのときには夢を持っていきますから灰色ではないだろうと思えますけれども、その結果合格をする、そして修習期間二年間。さあ、その中でいろいろ社会的な教養も身につける機会があると思いますが、果たしてそれだけで十分なのだろうか。

先ほど財政学とか政治学とかという教養科目の話がありました、何かもつと別の、我々がよく言う社会勉強の教養というのが必要なのではないかな、そしてやはり世情に通じたバランス感覚のある人々が日本の法曹界を支えてくださるということがとても大切ではないかと思えます。最近の、例えば暴力団の顧問弁護士とかある宗教団体の顧問弁護士とか、それがまたマスコミをにぎわしたりしておりますけれども、若ければいいというものでもない。逆に若いゆえに、もしくは経験が乏しいゆえに間違った判断をしたりということもあるのではないかと、思うのであります。その選考と養成のあり方、これがこの法案の基本なのですから、今日までの取材の御体験からして、どういう御感想をお持ちか、お聞かせをいただきたい。

○佐柄木参考人 司法研修所における修習といったようなものは、やはり実務家としての能力をつけるということでありましょうから、どうしても現在のよう形に恐らくならざるを得ないであろうと思うのですけれども、先ほどの意見陳述でも

申し上げましたように、日本の裁判官のキャリアシステムの場合に我々がとすれば不安を抱きかねない、狭い裁判官の世界の中でその後ずっと経験を積んでいかれて、いわば司法の世界の中で純粋培養されるというか、そういう形で今はベテランの裁判官というのが養成されているわけですね。もちろん先ほど申し上げましたように公正廉潔であるとか利点はあっても、それだけでは、ただ、裁判という作業が非常に森羅万象にわたる現象についての深い洞察力等を要する作業だと思えるのですが、そういう場合に、そういう純粋培養的な世界で育った方がそうした幅広い視野に立った深い洞察力を示す上で難点がないのであろうか、というように不安を感じておりました。それが先ほど申し上げた法曹一元といったような議論にもつながっていくのではないかと考えております。

○中野委員 鈴木先生にお尋ねしたいと思えます。

私は、司法試験を三回受けまして三回ともだめでございまして、ちょうどそこで被選挙権が得られたものですから、これ幸いとそれを口実にいたしまして横道にそれて今日に至っているわけでございます。この法律がもつと早くできておつたらもしかしら、それでもだめだっただろうと思えますが、脳生理学的な分野にもまたがるかもしれませんが、記憶力がすぐれている年代、それに应用能力が身につく、そしてまた社会体験というものを身につける年齢といえますか、そういうものがある意味では年齢によつて段階があるのではないかと、いう気もするのです。例えば刑事訴訟法でも民事訴訟法でも、一生懸命勉強していったら、この言葉の意味するところは何か、またこの法文、条文の意味するところは何か、さっぱりわからなかったのが、社会人としていろいろな体験を踏んでいくときに、ああ、このことを言っていたのかと気がつくことがむしろ多いですね。そういうことなどを考え合わせますと、法曹を教育していく、育てていくときに、やはりそ

ういう段階といえますか、生理的な発達段階に合わせたシステムというものも考え合わせたいのではないかと。それからまた、選考方法の多様化、司法試験に限らない多様化もあわせて考えていいのではないかと、いうふうにも思うのですが、先生のお考えはいかがでしょうか。

○鈴木参考人 おっしゃるとおりだと思っております。それで、先生三年目でやめられたのは、ちょっと、法曹界で一人大変な傑物を失ったことになるので、そういう例がありますので、できればゆるやかな制限ということは考えたいのであります。

ただ、今おっしゃった意味、よくわかるのですが、その発展段階、成長段階に応じた試験とか選考方法とかということとは元来配慮しなければいけないのでありますけれども、少なくとも現実には、卒業してしまつてそのまま全然職業を持たずに図書館にこもりつ切り、あるいは下宿にこもりつ切りなんて、社会と接触する機会がほとんどない、これが恐らく八割超えているだろうと私は見ておられますけれども、法務省の調査では多少職業を持っている形になっているのです。

だけれども、それをもう一歩突っ込めば、それは結局小学校や中学校の夜間の警備員とか定期的な盆暮れの配達のアパイトなんですね。それで、彼らに職業を持つていたか持つていないかと聞けば、やったことありますからイエスと答えまされども、実際はそういうような計画的な職業についているわけじゃないのです。ですから、社会的な体験が全然ない。ここがそもそも一番問題の発端なんです。ですから、もうほとんど成長はとまっていると同じなんです。先ほど先生成長過程と言いましたけれども、早い話が、そういう道を選ばなければどんだんほかの社会で伸びただろうと思うのが、ここでもつてこのレベルに達しない、達しないという突破できないのですから、こういう繰り返しになっているのです。だから、私どもここを何とかしたいのです。ですから、今度のこの改正案では、その連中もそのままで、

しかもこの連中のために排除されている若い連中が多少なりとも可能性が出てくるというところで、大変助かるというふうにも考えているのです。私のところの大学で、卒業順位はつけられないのですけれども、ベストテンだけは一応つけるのです。横つちよに、一、二、三、四、五と番号を振りますけれども、その横つちよに入学試験の成績を書いておくのです。そうしますと、おもしろいことに、ベストテンのうち大体六人か七人が入学試験のどんけつといえますか、ボーダーラインのところに入つてきたのが出てくるのです。ですから、その受からなかった連中にも優秀なものがたくさんいたのだらうというのが私たちの期待なのでありますけれども、ところが、今度司法試験になりますと、この辺の者が受かるかといえますと、なかなか受からないのです。むしろ余り目立たなかつたのが早々と受かる。ところが、今度二回試験見えますと、それも何かどんけつというか、余り目立たなかつたのが出てくる。恐らく裁判官とか検察官になった場合もあるいは、ちよつと差しさわりのあるの言えませんが、けれども、そうなのではないかと思えます。

だから、そういう意味で、確かに男というのはいくらでも変わりますので、三日見れば刮目せよというの、身にしてみても私もよく学生を見ていますので、何らかの多様な選考方法がとればそれが一番いいだろうと思えますけれども、当面まず言われるのは、それで公平かと言われるのです。せめて、私もは入学試験の場合には極めていろいろな多様な性のものでやっていますけれども、司法試験も、これから私も提言してまいります。な考え方があるに反映されてもいいのではないかと、いうふうには考えております。

○中野委員 多分、弁護士から政治家になられた先生方は、目立つた上でまた跳び上がったのだらうと思うのです。先生の今おっしゃられました、まさに多様な年齢のときに能力を開かせるということがあると思うのです。そういう意味では、これからの選考の多様化、そしてまた社会的

な経験が十分に生かされるような方途なども考えなければいけないのだからというふうに思いながら、今後また先生方の御意見を伺お聞かせいただいて、今回のこの法案は改革への第一歩だと思いたすので、第二步、第三步と進めてまいりたいなと思ひます。どうもありがとうございます。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人各位におかれましては、大変長い時間におたり貴重な御意見をお述べいただき、大変ありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

○伊藤委員長 速記を起してください。

〔速記中止〕

○伊藤委員長 速記を起してください。

○伊藤委員長 この際、お諮りいたします。本日、最高裁判所人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小森龍邦君。

○小森委員 先日の委員会におきましてやや中途切れの感がございますので、続きましてお尋ねいたします。

時間の関係がありますので端的に申し上げますが、アイヌ民族に対する今日の法律として、北海道旧土人保護法なる法律がございます。これに對しまして、アイヌのウタリ協会などから強く新しい法律の制定の要請が出ておりまして、そのこと

については過日触れたところでございますが、きょうは、北海道旧土人保護法という法律は、法律の名称そのものが差別ではないか、この点につきまして、内閣内政審議室の方からまずお答えをいただきたいと思います。

○中西説明員 この法の所管は厚生省でございますが、今の御質問につきましては、私も、先生のおっしゃるとおり、非常に不適切な言葉だということに考へます。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

○小森委員 同じことになりましたが、人権擁護局長はその点をどういうふうに理解をされますか。

○篠田政府委員 私どもも、法律の名称としては適切でないというふうに感じております。

○小森委員 この前、前の梶山法務大臣のときの論議も、中身は差別であるものを不適切発言と表現をいたしまして、そして何カ月も、本会議からこの法務委員会に至るまで議論が続けられたのであります。その不適切の中身は何ですか。つまり、差別だから不適切なんですか。その点をお答えいただきたいと思います。

○篠田政府委員 今申し上げましたのは名称の点でございます。やはりその響きとしてべつ称という印象を与えます点で適切でない、そういうふう

に考へております。

○小森委員 じりじり下がるというのが人権擁護局長の悪い態度でございます。私けき広辞苑を開いてみました。この土人という呼び方というものは「輕侮の意を含んで使われた」と、このことである。だから、響きとか何とかという

ことではない、輕侮の意味が含まれているのです。そういうことに対して敏感な反応を人権擁護局長がされないようでは、我が国の人権擁護というものは成り立たないのであります。もう一度お答えいただきたいと思います。

○篠田政府委員 今の御質問ですけれども、それが結局べつ称ということになるかと思ひます。

○小森委員 これがべつ称ならば、内閣内政審議室はもちろん、それぞれのアイヌ民族に関する行

政的な取り組みをしなければならぬところは速やかに問題を一步歴史的に前進させる、こういうことにひとつ真剣な態度で臨んでいただくように申し上げておきたいと思ひます。

次に、時間の関係もございいますから、司法試験のことに関連をいたしまして、先般やはり私のところでは十分に熟さないままに終わっており

ので、お尋ねをいたします。

檢察官が足りない、この足りない檢察官を行政各部に配置をしておられる。これは、法務省の中の、例えば刑事局のように非常に檢察行政と関係の深いところは私は当然のことだと思ひます

が、その他のところにも配置されておる。こういうことで少ないということになります。檢察行政の万全は期せられない、こう思ひますが、そういう檢察の資格を持つておられる方を他の行政部門に配置するということお気持ちは、どういう形で人事配置をなさつておられるのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。私の方からあえて注文をつければ、法務大臣おられませんか、法務政務次官の方からお答えをいただきたい。

○堀田政府委員 政務次官の前に、ちょっと実情を御説明させていただきます。

現在百名余りの者を各省庁に派遣しておりますけれども、その第一の趣旨は、それぞれの各省庁が檢察運営そのものと関連しておる、したがうして、その中で檢察官の能力を十分生かす、そのことが第一であります。さらに第二には、そういう関連した部門でいろいろな仕事をすることによりまして能力を高めて檢察に帰つてもらうことによつて、檢察自体の能力をさらに高めるといふこととでございます。例えば公正取引委員会であるとか国税当局であるとか、そういう関連の深いところに派遣して、檢察自体の能力を高めるとともに、相手の行政そのものの充実を期す、こういう趣旨でございます。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○小森委員 政務次官からと私の方から注文つけましたけれども、先ほどの官房長の答弁で行政側

の考へておられることわかりましたので、わかりましたというところは肯定するという意味ではなくて、どういう説明でやつておられるということがわかりましたので、それはもう省略させていただきます。

そこで問題は、そうすると、試験を受けて法務省に入省した人がそのポイント、ポイントにつけないで、要するにやはり法曹資格を持った者が上位の立場に立つ、こうなると人事としてのひずみが出てくるのではないかと、こう思ひますが、その点はいかがでございますか。

○堀田政府委員 御懸念の向きは理解できますけれども、そういうことが一切ないように運用してまいつておりますし、檢察官全体の意識もそういう意識はない、先生の御指摘のような心配はして

おらないというふうな理解しております。

○小森委員 心配はしておらないと言つても、これは地方自治体でいうと天下り人事とかというやうな言い方で、小さな市へ県庁の職員が来るとか自治省の職員が来るとかというときに、よく人事を圧迫するといふ議論があるのです。したがつて、そこは、ここであたこうだと繰り返しても仕方がありませんけれども、現実その枠だけは、下からずつと積み上げていっておる者を、途中きつとそのポストをさらえるということになるわけ

でありますから、その点も考へていただかないと、人事に活力が生まれてこない。その上、足りない檢察事実際の法曹の分野において使うことができない、こういうことになりまして、その欠陥をひとつよくお考へをいただきたいと思ひます。

さて、法務大臣がお見えになりましたので、最後に一言だけお尋ねをしますが、先ほど内閣内政審議室あるいは法務省人権擁護局長の方から答弁をいただきました。それは、北海道旧土人保護法なる法の名称そのものが差別ではないかという私の質問に對しまして、私の質問の趣旨というのか、

そういうものを肯定されたやうな答弁がございした。閣僚の一員としてこの問題についてどう思

ものをつくってしましますと、これは人間教育という点でやはり欠けると私は思うのですね。我々、十六期なんです、そのときはたしか三百八十名で八組だったと思うのですが、そのような数でも、組が違いますと同期であっても人の顔をなかなか覚えられないわけであって、それが千人にもなると、一緒にまとめる必要はないのではないかと、このように感ずるわけでありま

算の関係で大臣の決意もお伺いして、私の質問を終りたいと思うのです。

○泉最高裁判所長官代理者 裁判所からお答え申し上げます。

関西に司法研修所の分室といえますか支部を設置するということにつきましては、ただいま御指摘のあったようないろいろなメリットもございまして、大変示唆に富んだ御提言として拝聴いたした次第でございます。

一方におきまして、司法修習生を一所に集めて前期、後期に修習を受けさせるという現在の体制もまたメリットを持っております。特に修習生全員に対して均一な内容の修習を施し、実務の運営について全国共通の認識を持たせたいということができます。さらに、統一的、一元的な修習によりまして、東京型、大阪型といった二つの実務の運営を生んだりすることがないようにできる、また東京系、関西系といった二つの法曹を生むことも防ぐことができる、こういったメリットも持っているわけでございます。

そういう観点のもとにおきまして、今回の当面の改革において七百人に修習生を増員することの対応といたしましては、現在の湯島の司法研修所と松戸の寮を、和光市と練馬区にまたがって存在いたします国有地の一部に移しまして、ここで七百人を取容できる近代的な研修所をつくりたい、こういうことで現在関係機関と折衝をいたしているところでございます。

ただ、現在の体制のもとにおきまして、裁判教官、検察教官につきましては、関西で実務の経験を積んだ方を多く迎えております。また、大阪の弁護士の方もセミナーの講師等として迎えているわけでございまして、こういった方策は今後も続けてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

ただ、先ほどから出ております今後の抜本的改革というところにつきましては、法曹養成制度等改革協議会におきまして司法試験制度、法曹養成制度の抜本的改革を議論することになるわけでございます。

ますが、その際には当然司法修習生の数という問題が話題になりますし、それと受け入れたいとして司法研修所の体制ということが当然話題になるわけでございますが、その抜本的な検討をする際におきましては、冬楽委員が御指摘になりました関西に司法研修所を設けるといった構想も含めまして、十分議論をしていきたいというふうな考えでいる次第でございます。

○左藤国務大臣 この問題は最高裁判所の所管でございますが、今最高裁判所の方から御答弁ありましたけれども、さらに我々も、その法曹養成制度等改革協議会で、こういったところで抜本的な検討がされる時にはそういった問題を十分取り上げていただきたいというふうなことを、そして我々も関心を持っていきたい、このように考えておるところでございます。

○冬楽委員 ありがとうございます。

○伊藤委員 御苦労さまでした。

木島日出夫君。

○木島委員 前回に続いて、改正法八条についてお聞きいたします。

八条によりまして、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、一定の期間内に試験を受けた者のうちから定めるべきものとすることができるとあります。他の委員の質問によりまして、これは今回の法曹三者の基本的合意に基づくものであり、この合格者の一部というのは七分の二を考えているという御答弁がありました。今回はそうでしょうか。ただ、法律が一度つくられまして、法律はひとり歩きをいたします。これも指摘されたところでありますが、委任の限界というものが大きな問題であります。そこで改めて、今回の合意とはかわりなくこの法案が将来も生きるようになりますと、合格者の一部とは、その天井はどこかという委任の限界が必ず問題になっていこうかと思うのです。

そこで、立法時である今、改めてそこをはっきりとお聞かせ願いたい。合格者の一部の天井はどこに置くつもりなのか。

○濱崎政府委員 端的に申し上げまして、合格者の一部が何%までであるというお答えをするのは大変難しいかと思っております。この条文におきまして、この合格枠の範囲を規制するために「多様な人材の合格の可能性を損なわないように配慮しつつ」という規定を置いてあります。これがこの合格者の一部をどの程度まで変え得るかという点を判断するための基準になるわけでございます。いまして、その点は司法試験管理委員会においていろいろな事情を総合して検討されるべき問題であらうと思っております。法理論的にはそういうふうな考えております。

○木島委員 立法府として、合格者の一部はどのくらいの数を想定しているのかが全く知らされなければ、まさにこれは司法試験管理委員会に白紙委任をしようというところになるわけですね。仮に将来合格者を千名とする、五百人は条件をつけない、五百人は若年者優遇にするというふうなことをやりますと、五〇%になつてしまうわけですね。これは非常に重大な、再三指摘されていきますように、今回の司法試験法改正が、統一、公正、平等を理念とする司法試験制度のうち、平等あるいは公正という点で大きな例外をつくるということでありまして、その例外がどのくらい大きいのかを決めるのは、まさにこの合格者の一部の天井はどこなのかということなのです。今回は七分の二というところは先ほど来再三お聞かせ願っています。七分の二ぐらいは想定されているのだということとは言えませんか。

○濱崎政府委員 この点は、将来合格者をさらに増加させるということについてコンセンサスもでき、諸条件も整備されるということになりました。場合によっては、そのほかのいろいろな事情とも総合して、この割合をそのままでいいの、あるいは若干修正すべきなのか、その点は、今回の法曹三者の合意に至りました経緯も踏まえまして、それを変えよう場合には、また法曹三者で十分に協議して、その上で、そのままでいいのか若干変える必要があるのかというところを考えた、それに従って司法試験管理委員会でも運用していただくという努力をいたしたいと思っております。

○木島委員 先ほど一部の範囲についての御質問がございました点について若干補充をしておきたいと思いましたが、この「合格者の一部につき」という書き方をしておいて、さらに「多様な人材の合格の可能性を損なわないように配慮しつつ」と書いてある、これをあえて申し上げまして、要するにあくまでも主要な部分は無制限枠というふうな考えをいうことを間接的に表現しているものではないかというふうに理解しております。

○木島委員 主要な部分と主要でない部分という言葉を使いますと、主要な部分は大方、主要でない部分は少数というふうな解釈できるかと思うのですが、そう伺ってみたい。

ちよつとあいまいな点が残りますが、もう一点、法八条は、司法試験管理委員会に白紙委任するものとして「一定の期間内」という言葉を使っているわけですね。今回の法曹三者の合意は初回受験から三年間というものがこの「一定の期間内」であるというお答えですが、これも法律でいきま

すといふと歩きますので、この「一定の期間内」の天井はどのくらいの期間を考えているのか、御答弁願いたいと思っております。今回は初回受験から三年間の者に限りということになりますね、その天井をどう考えているのか。

○濱崎政府委員 この点も、先ほどの割合の問題と同様であるというふうに基本的にはお答えしなければなりません。またこれを変更するにつきましては、その前提として法曹三者で十分に協議を尽くした上ということも同様でございます。

ただ、これまでのいろいろな検討の経過から考えますと、その期間として一つの選択肢として考えられる数字として出てまいりますのは、五年という数字が考えられようかと思っております。

○木島委員 わかりました。

それで、仮にこの一定の期間の数字を三を五にするのであれば、受験者にとっては権利の拡大で

すからそれは結構かと思うのですが、この数字を小さくする、三を二にするとか一にするなんということになる、非常に権利の制限になっていくわけですね。そういう場合にこの立法府へはどうされるのか、そこを聞きたいのですよ。それで限度というのを私は聞いています。

○濱崎政府委員 今回の法案をどういう形にさせていたか、その辺の判断は、司法試験管理委員会が実情を十分調べて、先ほど申しました多様性を損なわない範囲内でいう限定をするという形で、司法試験管理委員会に権限をゆだねていただくという形で法案を立案し、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。期間をもっと短くするということが全くないかというところになります、それを全くないとし上げることができないものではございませんけれども、この点も司法試験管理委員会、そしてその構成メンバーである法曹三者の協議ということに御信頼をいただきたいというふうに思っております。

○木島委員 基本的に運用については法曹三者の合意に基づいて進めていくという前回の法務大臣の答弁もありますので、基本的にはそこに信頼をしたいと思うわけでありまして。

最後に、その関係で、今回つくられる改革協議会の運営のあり方を見ますと、運営として「議事は原則非公開とするが、法曹三者は協議内容が実質的に公開されるよう配慮する」という言葉が書かれております。午前中の参考人の公述の中にも、日本の司法が国民から非常に遠い、「孤高の王国」という言葉が使われているような状況でもあります。やはりこの法曹三者の協議の内容、運営が国民的な基盤を持つことが大事だろと思うわけでありまして。そのためには法曹三者の協議会へ提言する改革協議会の運営が、やはり公開が必要だと思うのです。原則非公開、しかし実質的に公開されるよう配慮という、まことに意味のわからない言葉を使われているのですが、これはどういうことなのでしょう。公開をお願い

する立場から質問いたします。

○濱崎政府委員 これは、会議における個々の発言が議事録になるわけですが、それを生みの形で公表するということは自由な発言を確保するという観点から適当でない、しかしながら、どういふ事項について、どういふ方々の意見を聞いて、どういふ内容の議論をしたかという形で、できるだけ国民各層に知っていただくような方法をとりたいというところでございます。

○木島委員 終わります。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

中野寛成君。

○中野委員 今回の司法試験法の改正案、改革への第一歩だということでは評価をいたしたいと思いますが、またこれから、今も質疑応答の中にございました法曹三者との協議会が持たれます。問題は、法務省なり最高裁が現在の法曹界のあり方についてどういふ問題認識を持っているか、受け身ではなくて、協議会であらう出されるでしょう、それに基づいて提言があればそれを考えますというのではなくて、法務省、最高裁が実際に業務に当たりながらどういふ問題認識を持っておられるのかというところは、今後の改革の方向性を示す上において大変重要であらうというふうに思っております。そのことについてまず御認識をお聞きしたいと思います。

○濱崎政府委員 基本的なことは、法曹三者が司法という仕事を担っているわけですが、その司法が国民に利用しやすいものになっているかどうか、そして国民に信頼されるものになっているかどうか、それらの点において万全であるかどうかということ、これが基本的な問題であらうと思っております。

司法試験につきましても、そういった視点から十分な法的サービスを提供できるよう人材を確保し、養成することができ、そういう試験でなければならぬ、そういう試験の運用が期されなければならぬ、そのように考えておりまして、その方向での改革であるというふうに認識して

るわけでございます。

○中野委員 先ほど参考人にお越しをいただいているお聞きをいたしました、日弁連の方から、法曹の質、量を充実させなければいけないと思うということ、それからもう一つ、そのキャパシティを上げなければいけない、容量を広げたいという意見が出されておりました。現状、例えば検察官が少いとか、また東京以外のところでは弁護士も少ない。私の出身地であります大阪などは、現職の弁護士の先生方が、何しろいそがしい手がないで困っている、それを獲得するために大変な競争だということをしよつちゅうこぼしておられます。

そういうことを考えますときに、今回二百名合格者を事実上ふやすということですが、どのくらいの必要度、そして緊急性を認識しておられますか。

○濱崎政府委員 御質問に的確にお答えできるかどうかかわかりませんが、法曹人口がどうあるべきかという観点、これはそれだけの弁護士会あるいは裁判所等で直接にお考えいただくべき問題であらうと思っております。既にこれまで国民の間からは、法曹が国民から縁遠い存在である、裁判に時間がかかり過ぎるといった批判があるわけですが、これを踏まえて、社会の発展に伴う社会的な要請に十分に対応しているかどうか、これは問題があるところであらうと思っております。また、私どもといたしましては、各分野ともこれから複雑化、多様化、国際化する社会の要請に対応するためには、着実に法曹人口の増加をさせていくということが必要であるという認識を持っております。

今回、いろいろな制約の中で合格者を二百人程度増加させるということで関係者の了解ができ、それを前提にして今度の法改正をお願いしているわけですが、二百人程度の増加が最終のゴールであるというふうに考えているわけでは決してございません。いままじいろいろな諸条件が整えば、い

ま少しかどの程度かというところは、先ほど来出ております改革協議会を中心にしてこれから十分に検討していきたいと思っております。方向としては、これをさらに増加させていくためのいろいろな諸条件整備について考えていかなければならない、というふうに思っているところであります。

○中野委員 どのくらい必要かは法曹三者においていろいろと協議をされる、よいことではあります。例えば検察、弁護士等々に単に任せるだけではもちろんないだろうと思えますけれども、行政の視点というよりも国民の需要にどう対応するかという視点に立つて、やはり行政機関としての積極的な指針を持つべきではないかというふうに思っています。そのことについては御要望申し上げておきたいと思っております。

なお、最近、大学の先生からよく聞く話でございますが、何しろ大学の教育と司法試験とマツチしない。結局、大学をサボってでも司法試験のため予備校に行く方がよい、また、その予備校の方から大学の先生方が好条件で誘いを受ける。しかし、そこへ行きますと学者としての権威を損なうというふうなことのジレンマの中で、いろいろな矛盾が生じている。本当に司法試験に役に立つ学問かどうか、また、学問のあるべき姿にマツチした司法試験制度なのか、そして、その司法試験は本当にいい意味での法曹を育てるための的確な試験制度になっているのかというところに、文字どおりメスを入れなければいけない時代を迎えているのではないかと、こう思うのであります。教育、選考制度、そして実務との関係、これらのことについての御認識をお聞きしたいと思います。

○濱崎政府委員 この法案を検討する段階におきまして、法制審議会の司法試験制度部会において大変熱心な御審議をいただいたわけですが、その中で支配的な意見として主張されました点を御紹介いたしますと、司法試験と大学教育のギャップが大きな問題である、この問題の解決に

ついて、司法試験制度の側と大学制度の側の双方からの努力が必要である、こういう指摘をいたしておられます。さらに、この点に關しまして、大学の側から見ると、司法試験の合格者は余りに少ない、そのことが、大学教育と司法試験を有機的に結びつける上で大きな障害になつておる、他方、大学の法学教育については、その期間及び内容が法曹養成制度の一環を担うものとして十分であるか疑問があるという問題、そういうことが強く指摘されております。

こういった指摘を踏まえまして、先ほど来申し上げております改革協議会におきましても、司法試験あるいは法曹養成制度と大学法学教育との關係ということ、抜本的な改革を検討する上での大きな視点とらえて取り組んでいくという所存であります。

○中野委員 終わります。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。
これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○伊藤委員長 これより討論に入るのであります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

司法試験法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○伊藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伊藤委員長 次に、ただいま可決いたしました司法試験法の一部を改正する法律案に対し、塩崎潤君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。冬柴

鐵三君。

○冬柴委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかになつておりますので、この際、案文の朗読をもつてその説明にかえさせていただきます。

それでは、案文を朗読いたします。

司法試験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府並びに最高裁判所は、司法試験制度及び法曹養成制度等の今後の在り方に関し、次の事項に十分に配慮すべきである。

一 我が国の法曹人口が欧米諸国に比べて著しく少ない現状を念頭に置き、国民的立場に立つて法曹一元の実現を含め法曹の在り方全般について国民各層の意見を十分に徴しつつ検討を進めること。

二 法曹三者の合意に基づいて設置される法曹養成制度等改革協議会において、誠実かつ精力的に協議を行い、合意を得るよう努力すること。

三 右協議会においては、現在の司法試験制度・法曹養成制度が果たしてきた役割とその理念を十分尊重しつつ、更にその充実・発展を図るべく協議を尽くすこと。

四 右協議会においては、現在の法曹養成に於いて大学の法学教育との関連が薄れている現状にかんがみ、大学関係者との協力を密にしながら、大学における法学教育との関連の強化につき十分に検討すること。

以上であります。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○伊藤委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、左藤法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。左藤法務大臣。

○左藤法務大臣 司法試験法の一部を改正する法律案につきましては、委員の皆様方に熱心に御審議をいただき、可決されましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、今後とも努力を重ねていく所存であります。

○伊藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

法務委員会議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤

六 三 七 見元

二 二 四 こもを

三 二 七 絶えてない

六 一 三 を含んで

六 二 三 望ましいものだ

三 三 四 日本に

三 二 七 その時間が

六 四 三 人権審判

同 第六号中正誤

ページ 段 行 誤

一 四 九 法律案

七 一 三 一 諸

正

身元

ことを

絶えてない

を含んで

望ましいのだ

日本に

そう時間が

人権侵犯

正

法律案

一 緒

平成三年四月六日印刷

平成三年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K